

# 建設関連業界の現状・課題

---

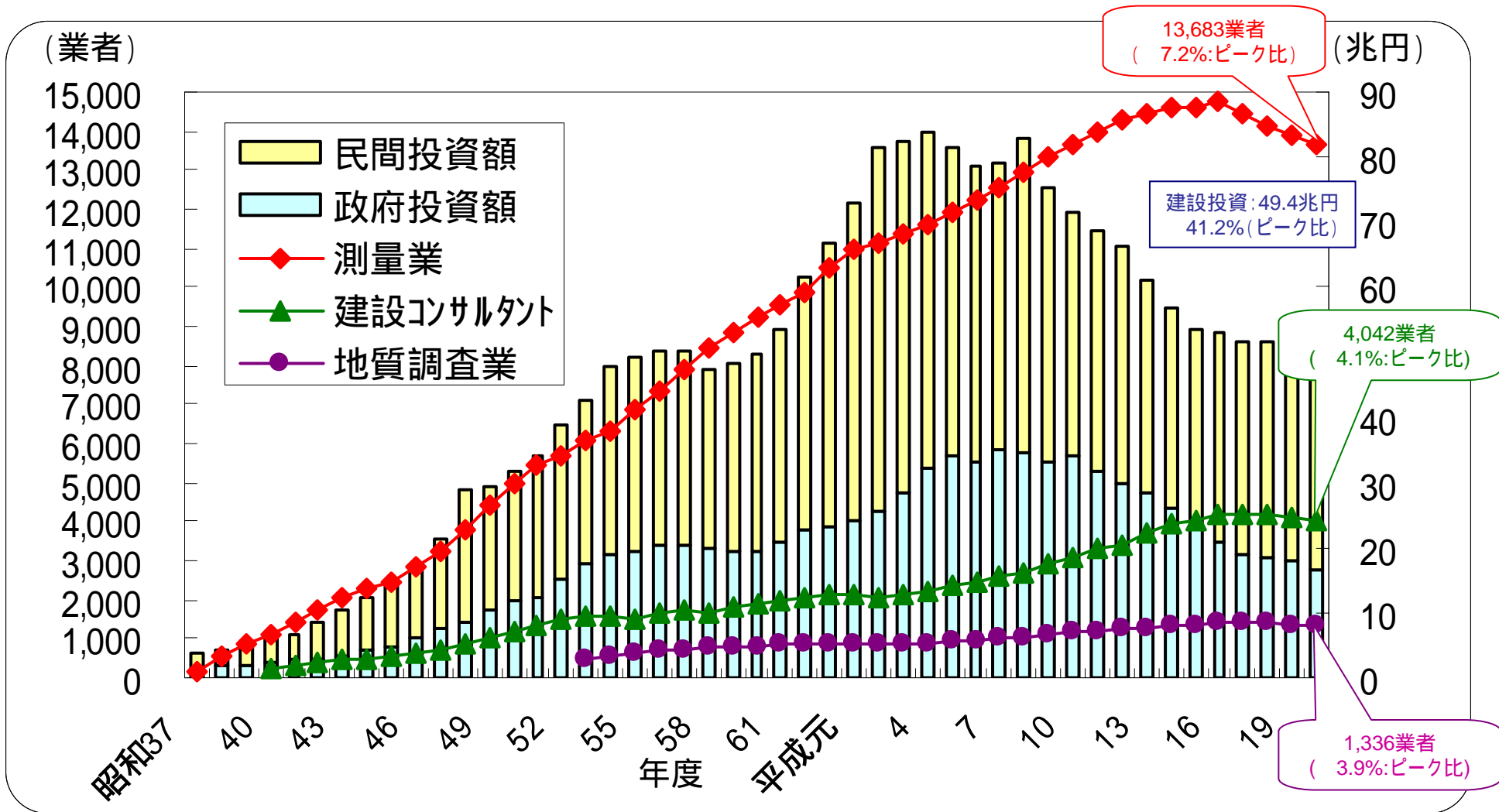
1. 建設関連業の市場規模及び業者数
2. 三大都市圏と地方圏
3. 大手・中堅等企業と中小企業
4. 建設コンサルタントの経営実態
5. 建設関連業をめぐる最近の動き

# 1. 建設関連業の市場規模及び業者数

---

# 1. 建設投資と建設関連業登録業者数の推移

建設関連業登録業者数は、建設投資がピークの平成4年以降も増加傾向にあったが、ここ3~4年でピークを迎え、横ばい又は減少傾向にある。

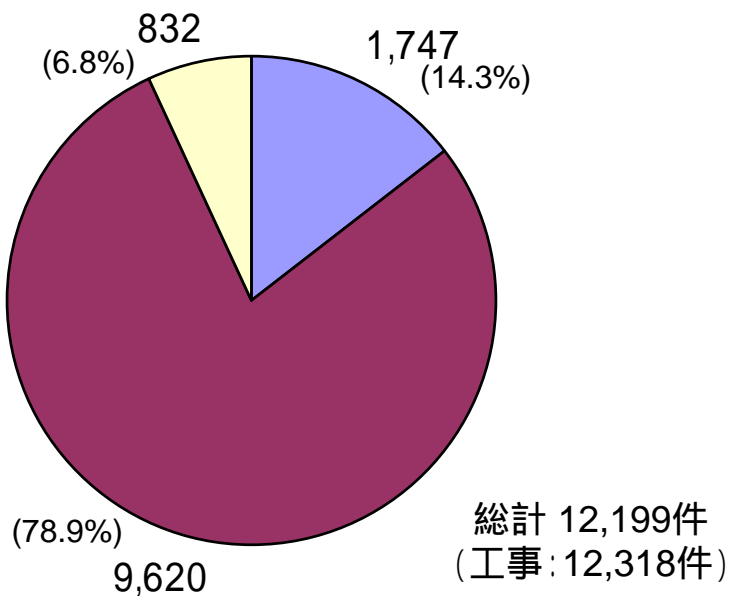


出典：国土交通省建設投資見通し及び建設市場整備課資料

三業種の中では、土木コンサルタント業務の発注件数・金額が圧倒的に多い。  
 件数ベースでは、工事と同程度が発注されている。

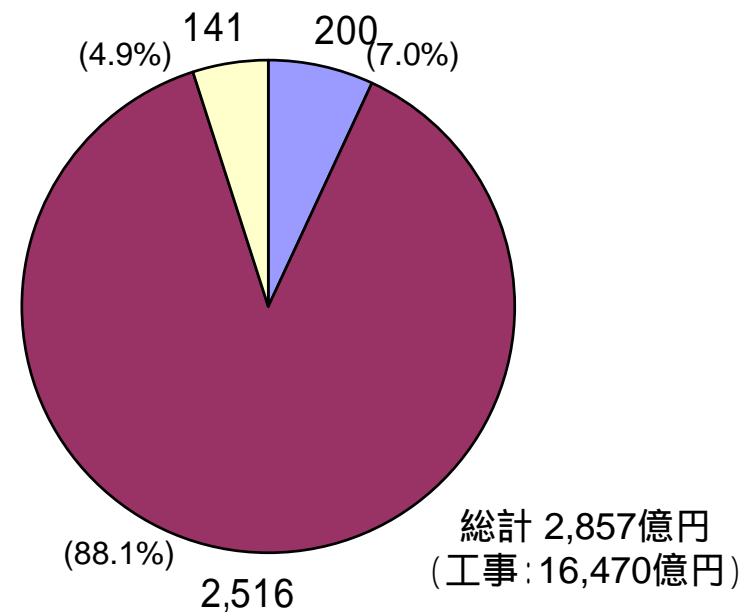
### 建設関連業務の発注内訳(平成19年度)

発注件数(単位:件)



■ 測量 ■ 土木コンサル □ 地質調査

発注金額(単位:億円)

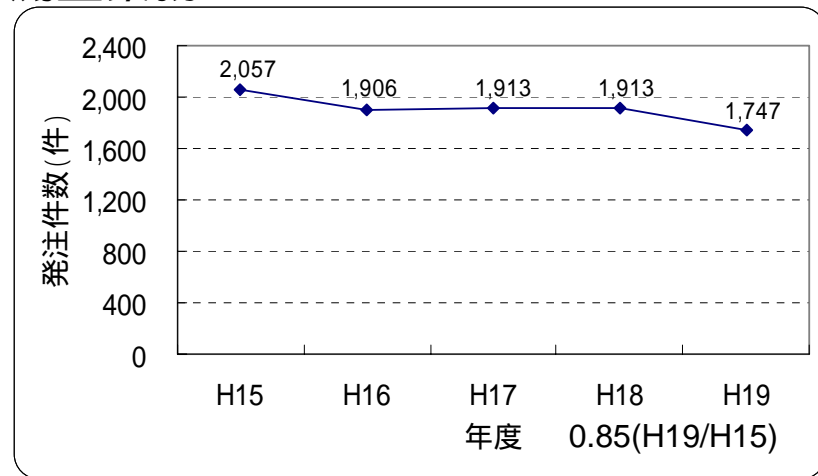


■ 測量 ■ 土木コンサル □ 地質調査

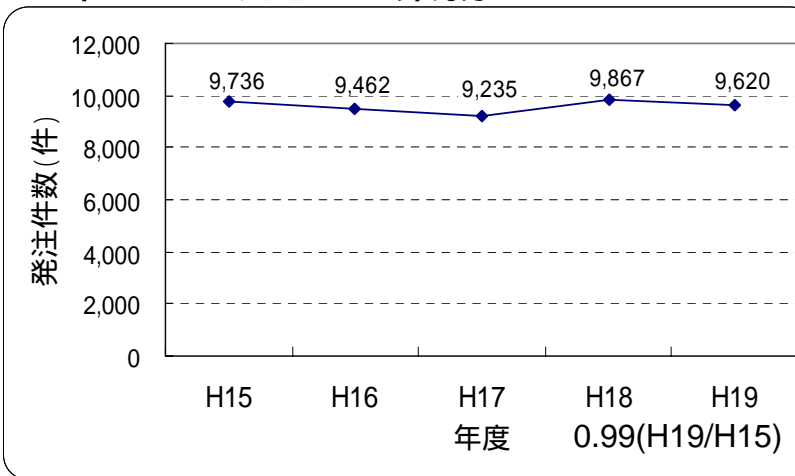
注 : 8地方整備局(港湾空港関係を除く)の合計値  
 出典: 国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成20年度版)

最近5年間の発注件数は、測量業務は減少しているが( 15%)、土木コンサルタント業務と地質調査業務はほぼ横ばいである。

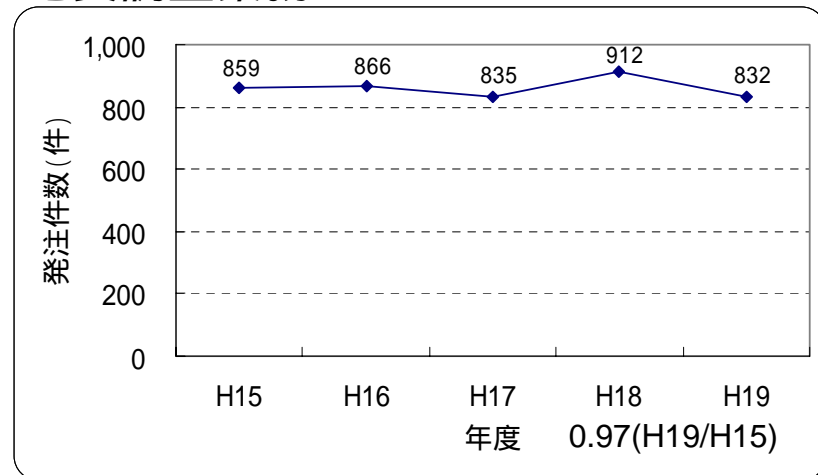
## 測量業務



## 土木コンサルタント業務



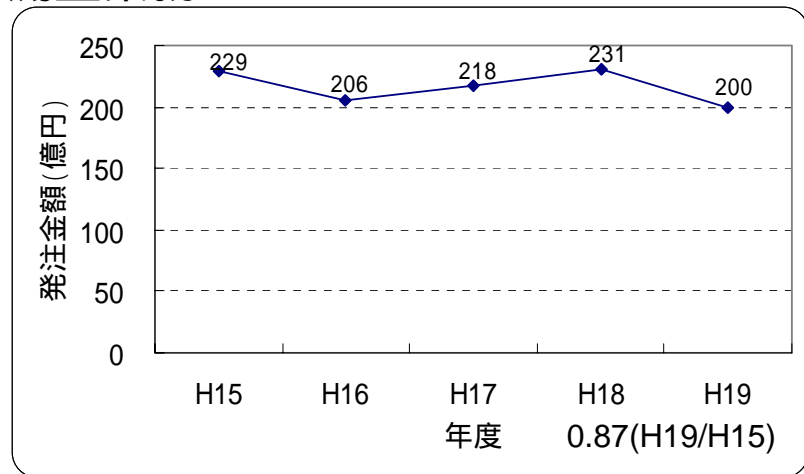
## 地質調査業務



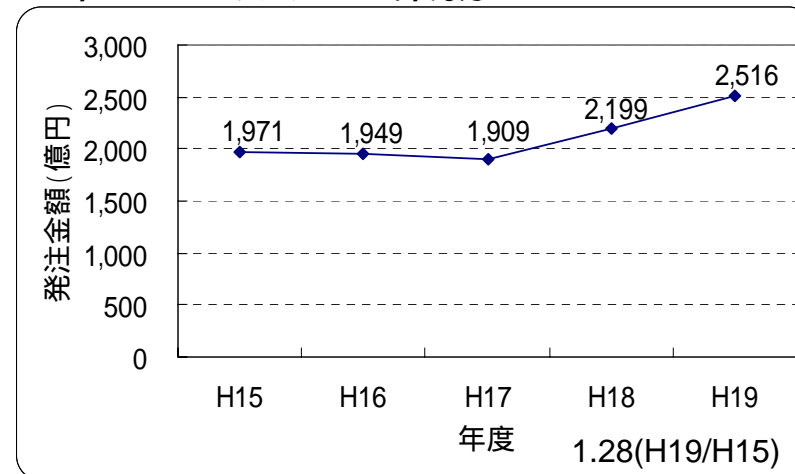
注 : 8地方整備局(港湾空港関係を除く)の合計値  
 出典 : 国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成16年度版~平成20年度版)

最近5年間の発注金額は、測量業務は減少しているが( -13%)、土木コンサルタント業務は大きく増加(+28%)、地質調査業務は横ばいである。

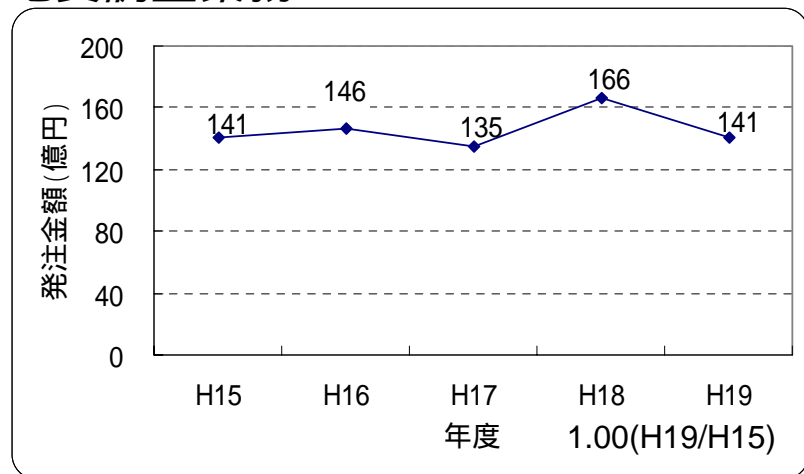
## 測量業務



## 土木コンサルタント業務



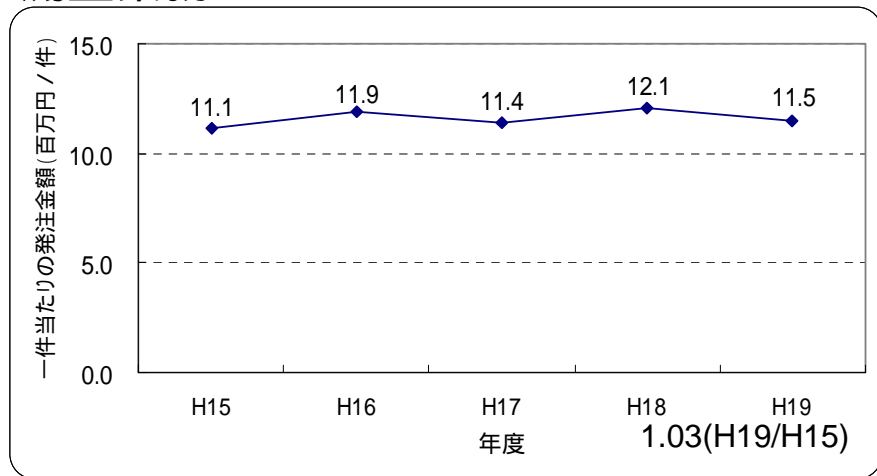
## 地質調査業務



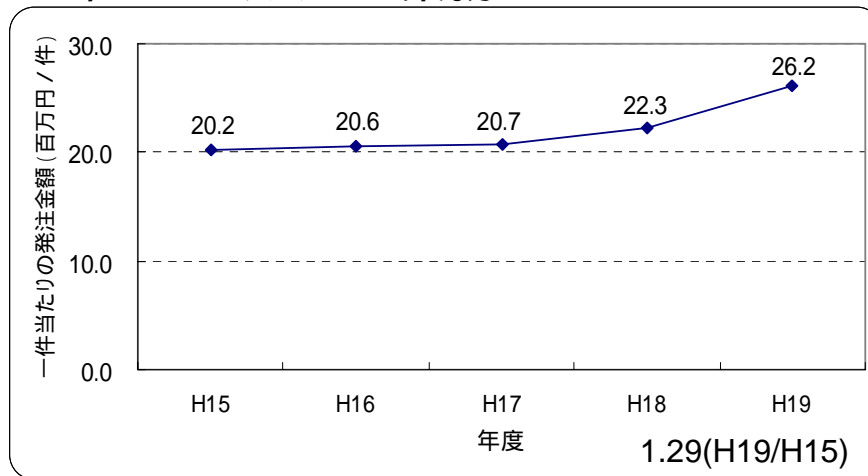
注 : 8地方整備局(港湾空港関係を除く)の合計値  
 出典 : 国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成16年度版~平成20年度版)

最近5年間の一件当たりの発注金額は、測量業務及び地質調査業務は横ばいであるが、土木コンサルタント業務は大きく増加(+29%)している。

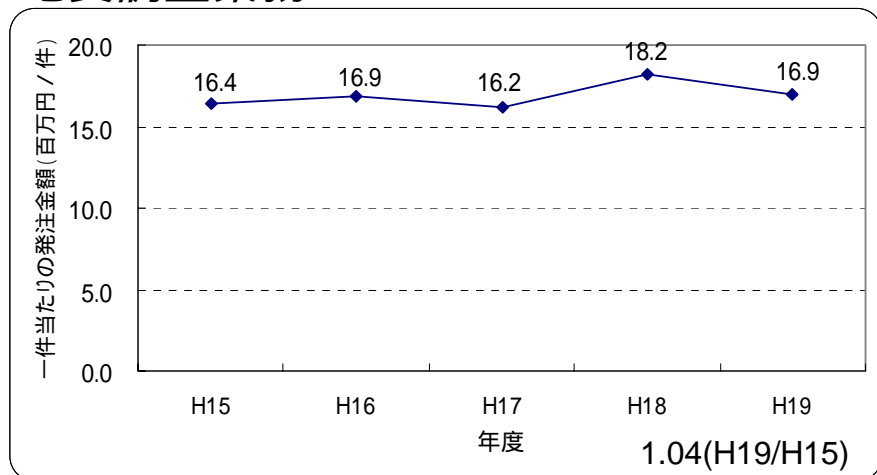
## 測量業務



## 土木コンサルタント業務



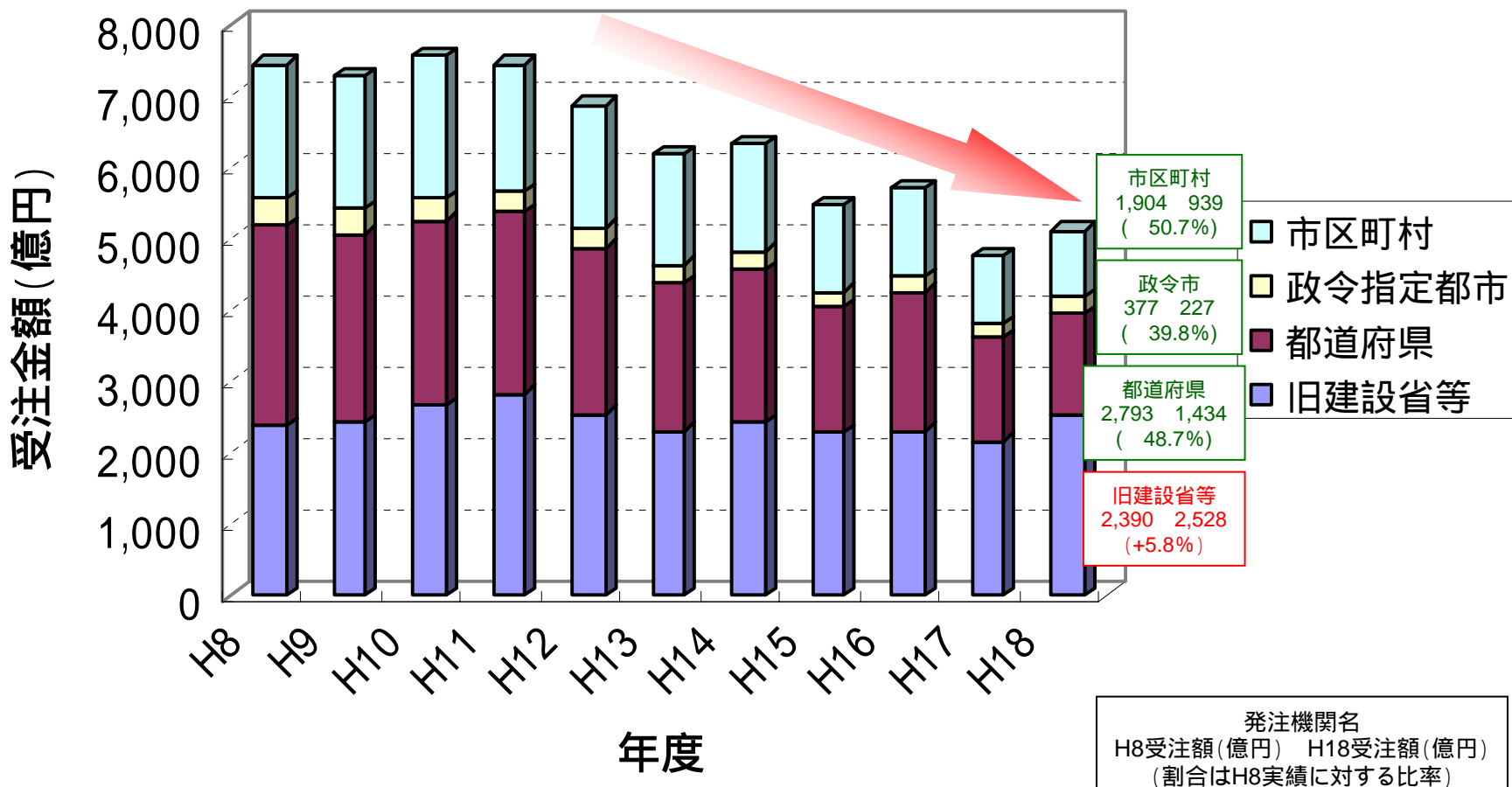
## 地質調査業務



注：8地方整備局(港湾空港関係を除く)の合計値

出典：国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成16年度版～平成20年度版)

受注金額(総額)は減少しており、特に**地方公共団体からの受注金額の減少**が大きい。



注1: 上記は、建設コンサルタント業務のみの受注実績である。

注2: 建設コンサルタント関係5団体(建設コンサルタンツ協会、建設コンサルタンツ協同組合、ランドスケープコンサルタンツ協会、全国上下水道コンサルタント協会、都市計画コンサルタント協会)によるアンケート調査による。

注3: 旧建設省等は、旧建設省、公団、事業団、財団法人、社団法人を含む。

注4: 都道府県は、地方公社を含む。

出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書(建設コンサルタンツ協会)



# 7. 建設関連業務の受注実績(海外)

建設関連業務の海外における受注実績は、**平成19年度に大幅に増加している(前年度比: +35.3%)**。

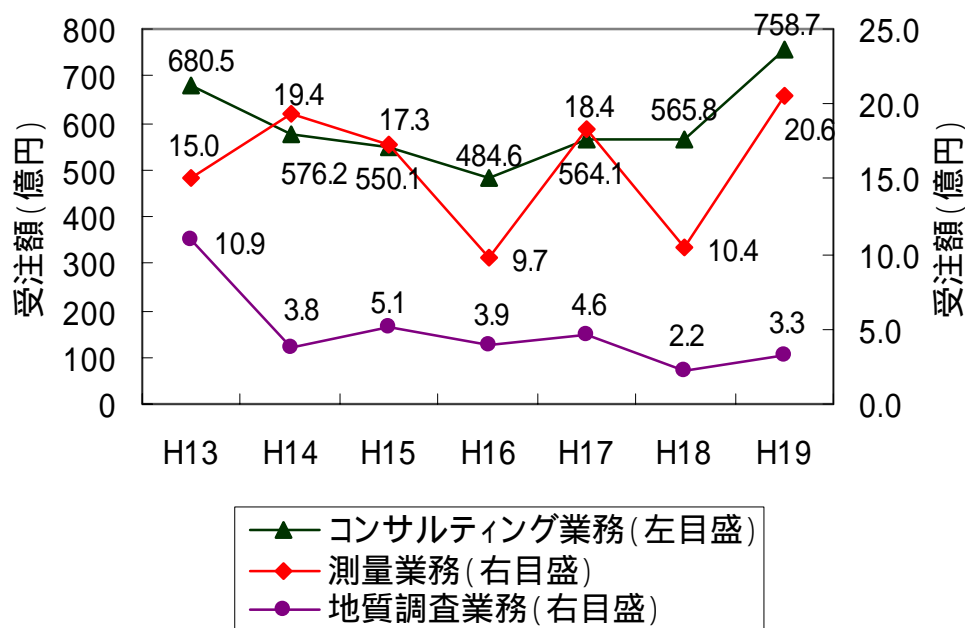


図1. 業務別の受注総額

年度	受注総額	対前年比(%)
H13	706.4	-
H14	599.4	15.1
H15	572.5	4.7
H16	498.2	14.9
H17	587.1	+15.1
H18	578.4	1.5
H19	782.6	<b>+35.3</b>

表1. 受注総額(H13~H19)

表2. 国別受注額及び受注金額(受注額上位10カ国)

順位	国名	受注額(億円)	受注件数
1	ベトナム(1)	102.0 (80.7)	49 (53)
2	インドネシア(2)	82.2 (69.3)	89 (100)
3	フィリピン(7)	41.8 (18.3)	60 (38)
4	中華人民共和国(6)	40.6 (22.4)	50 (36)
5	アラブ首長国連邦(47)	39.4 (2.7)	17 (4)
6	スリランカ(4)	31.5 (24.6)	26 (30)
7	マレーシア(49)	30.1 (2.7)	14 (10)
8	インド(3)	29.1 (46.2)	26 (32)
9	アフガニスタン(10)	24.8 (10.8)	11 (11)
10	アルジェリア(32)	19.3 (3.7)	6 (5)

上段:平成19年度実績 下段:( )内は平成18年度実績  
国名横の( )内は平成18年度順位

注: (社)国際建設技術協会、(社)海外運輸協力協会、(社)海外農業開発コンサルタンツ協会、(社)海外コンサルティング企業協会の企業会員(建設コンサルタント94社)を対象  
出典:平成19年度海外コンサルティング業務等受注実績調査報告書((社)国際建設技術協会)

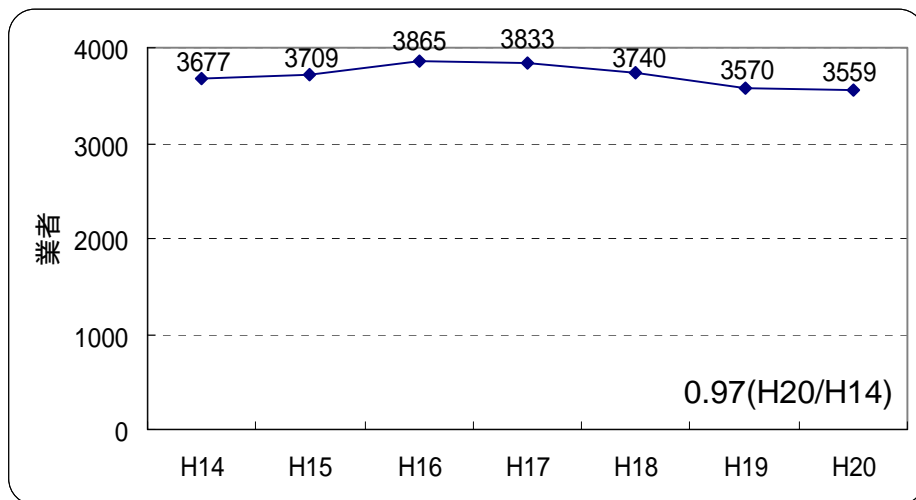
## 2. 三大都市圏と地方圏

---

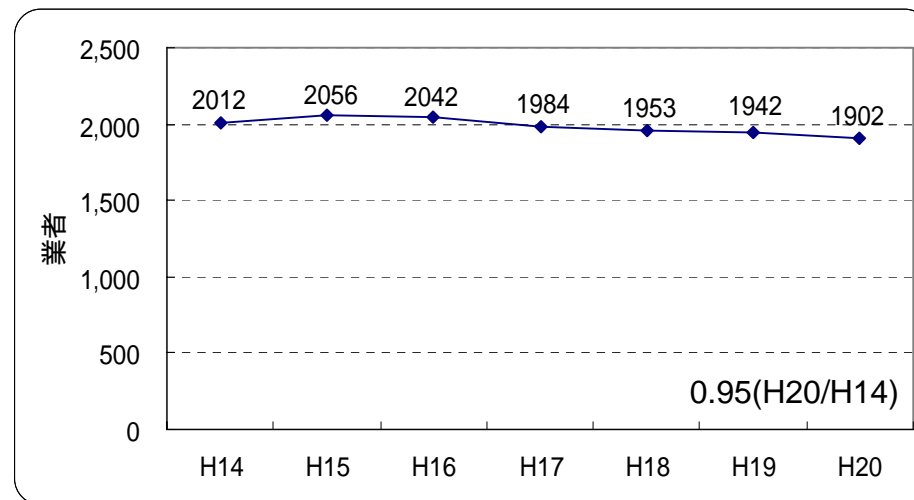
# 1. 測量業者数(H14-H20)(圏域別)

全ての圏域において、測量業者数は減少している。

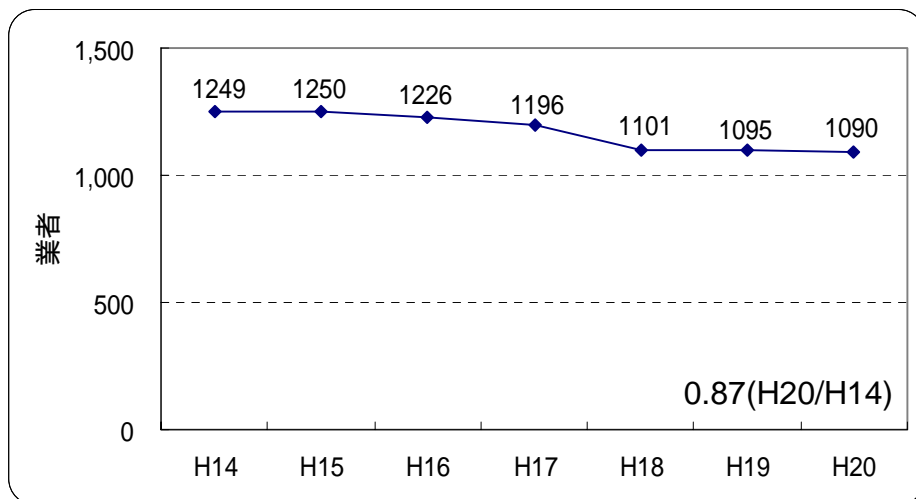
## 首都圏



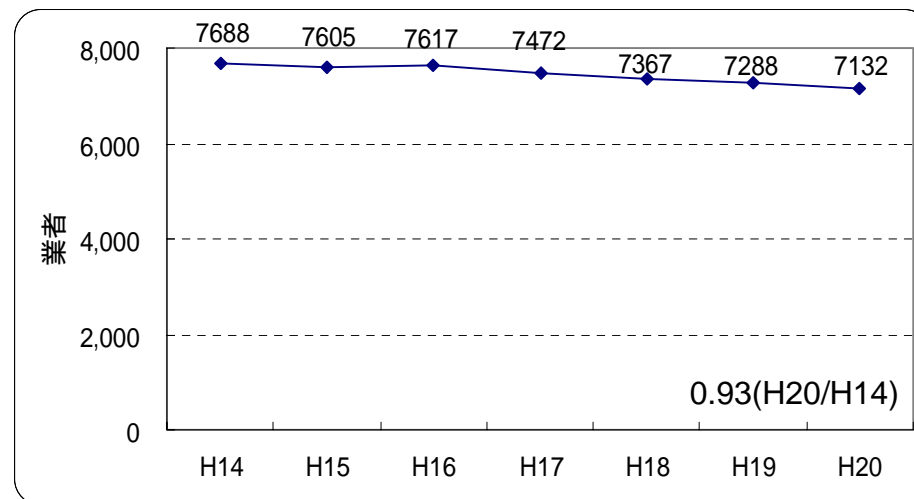
## 近畿圏



## 中部圏



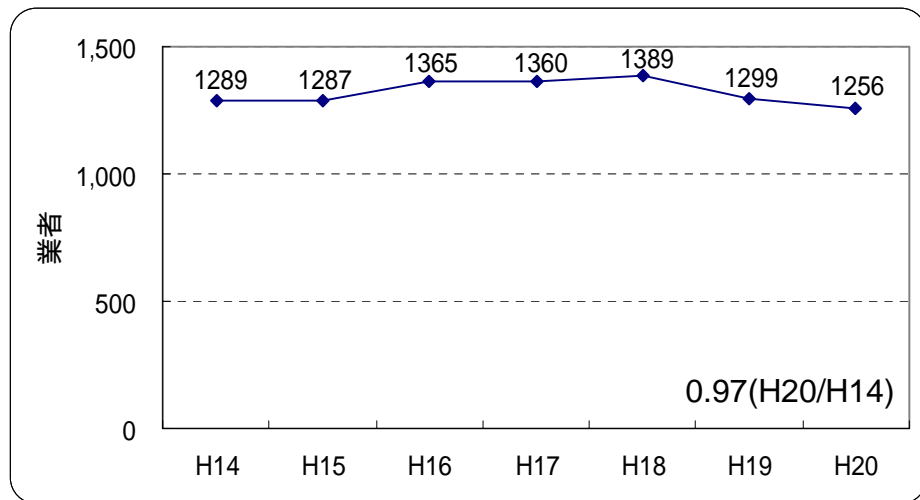
## 地方圏



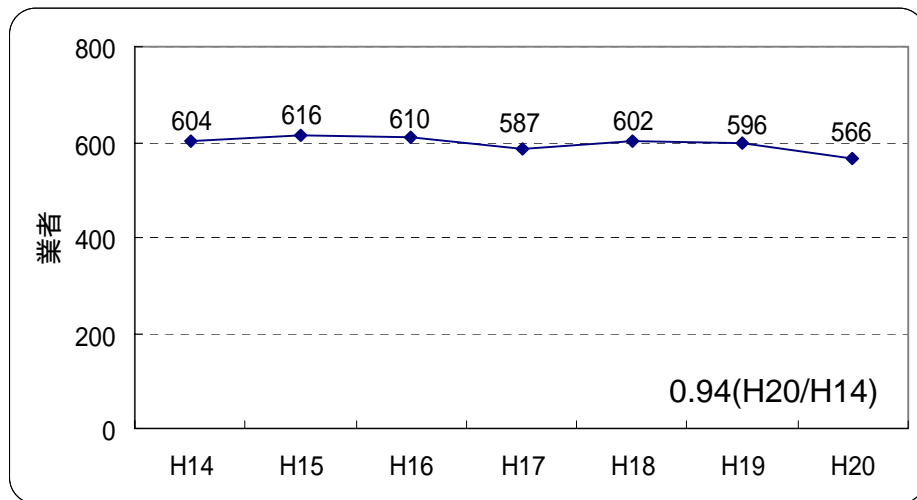
注：首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
出典：建設市場整備課資料

ここ5年間に於いて、地方圏においては建設コンサルタント業者数が若干増加している。

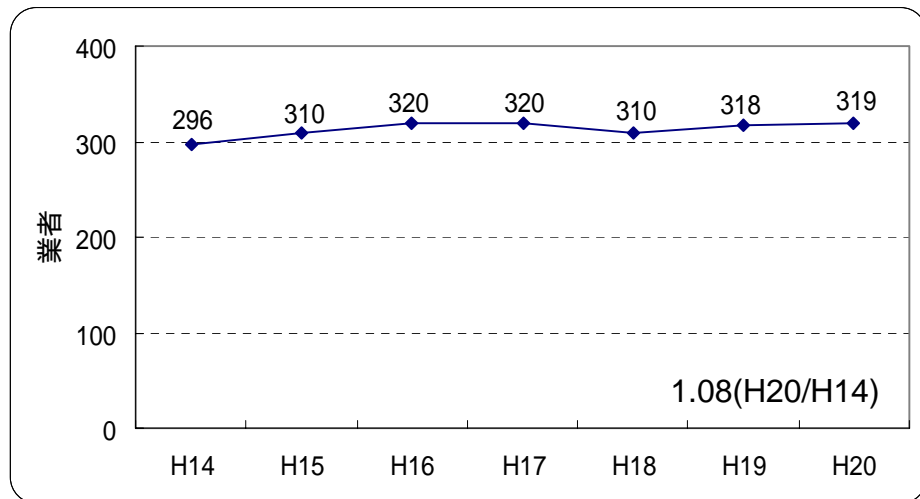
### 首都圏



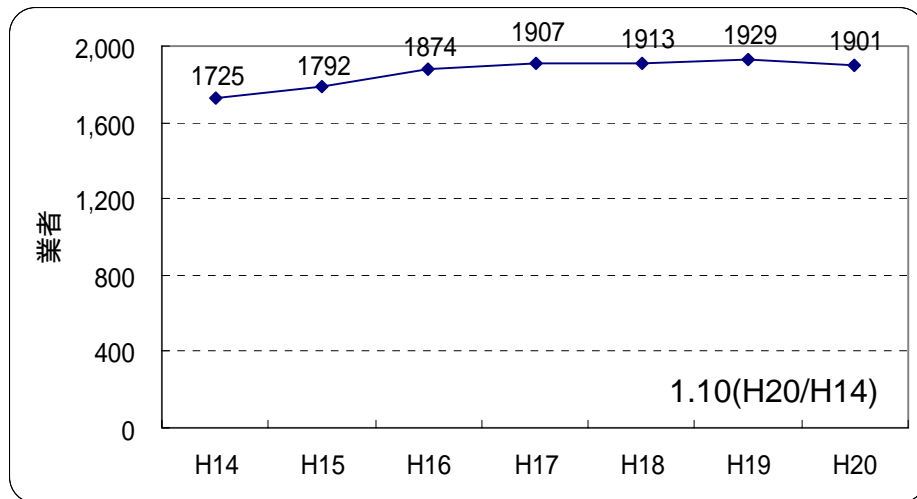
### 近畿圏



### 中部圏



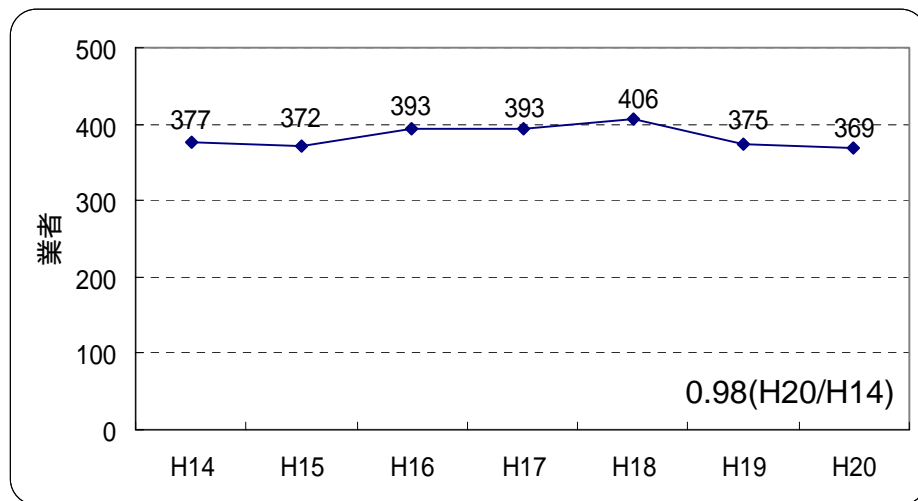
### 地方圏



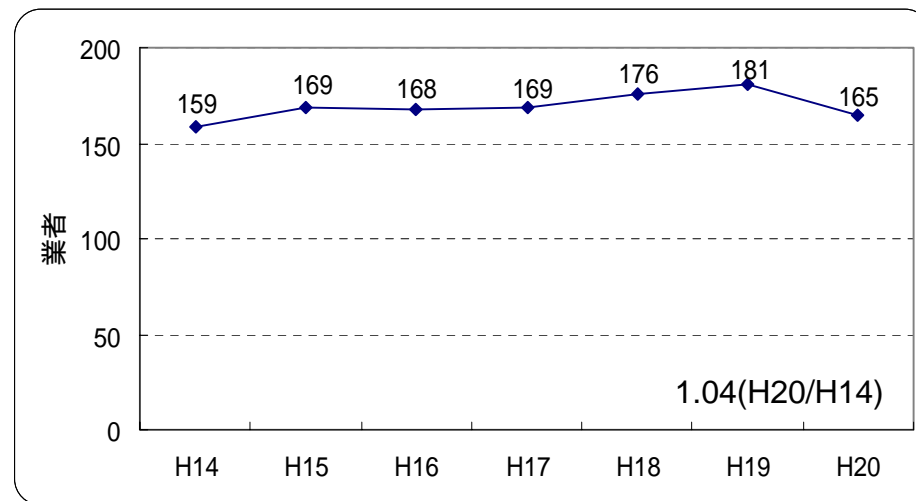
注：首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
 出典：建設市場整備課資料

全ての圏域において、地質調査業者数は横ばいである。

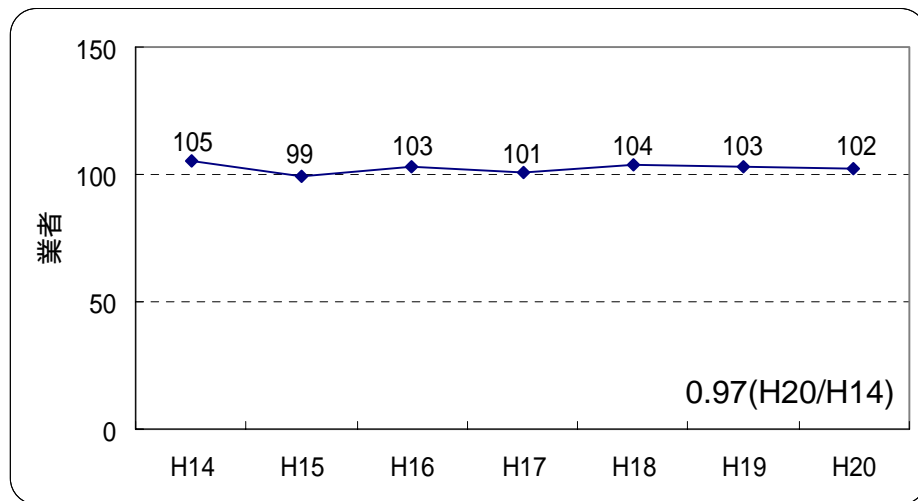
### 首都圏



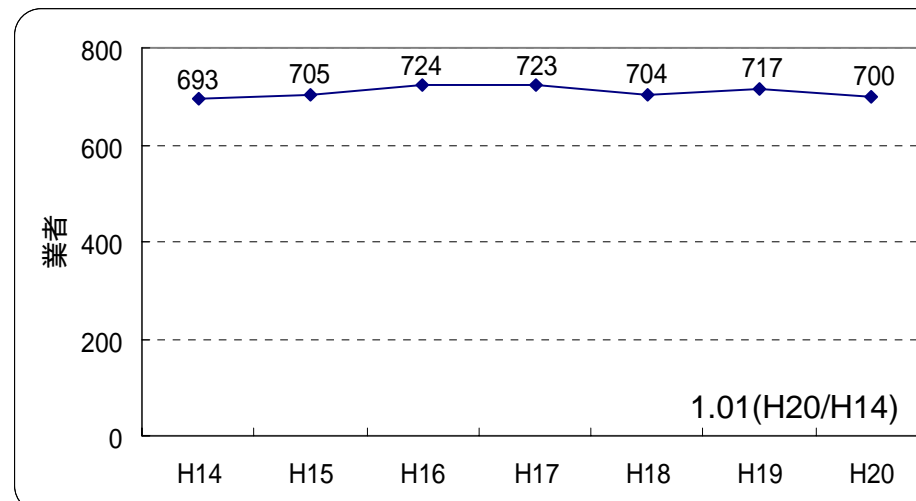
### 近畿圏



### 中部圏

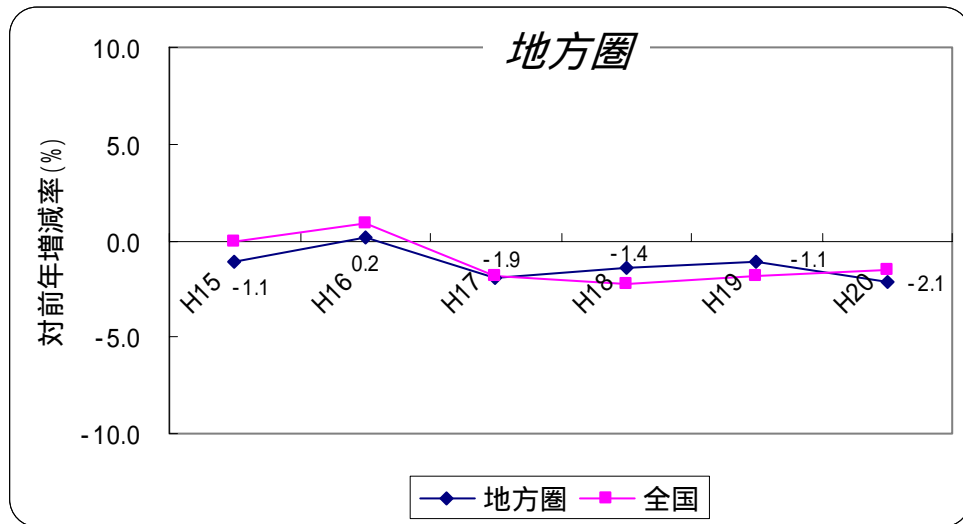
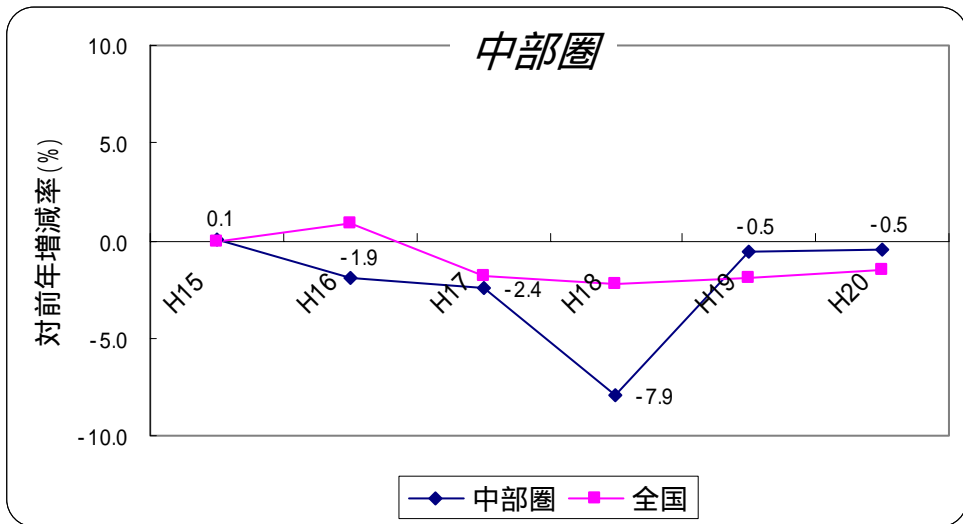
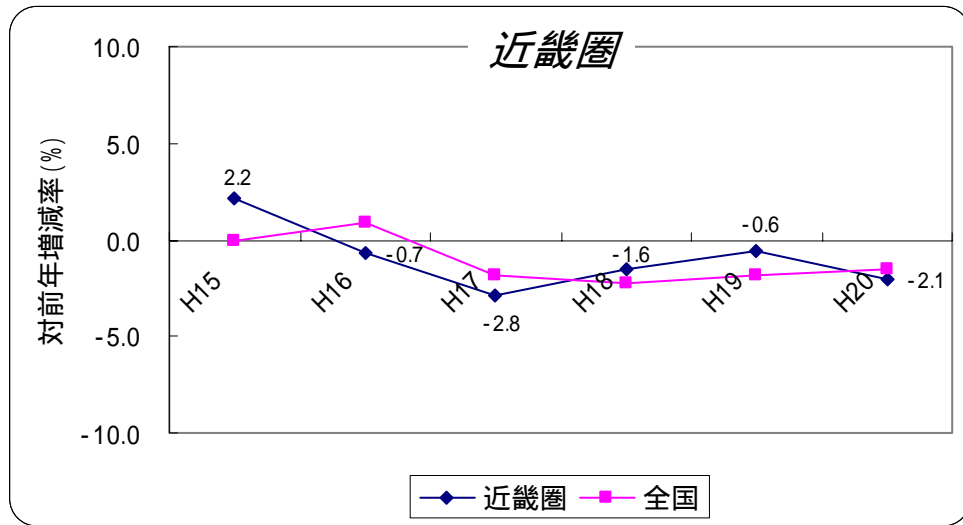
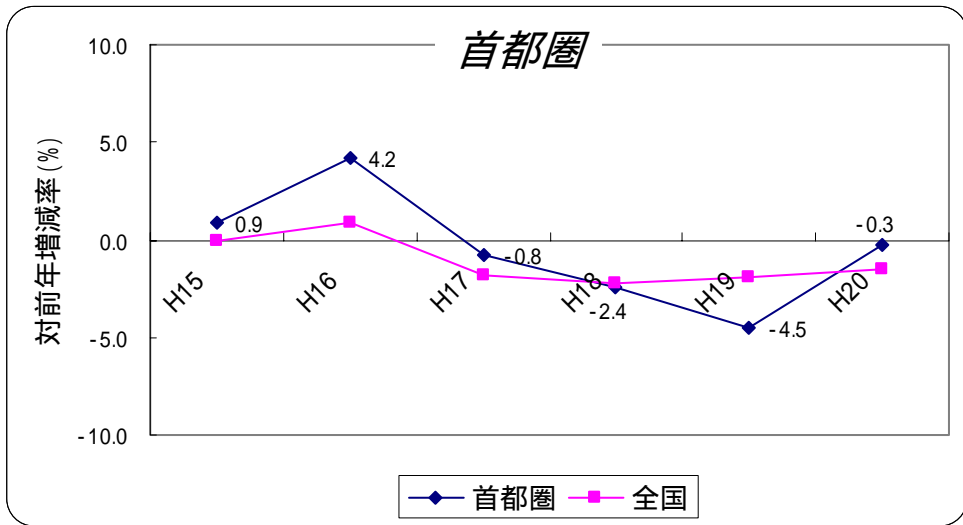


### 地方圏



注：首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
 出典：建設市場整備課資料

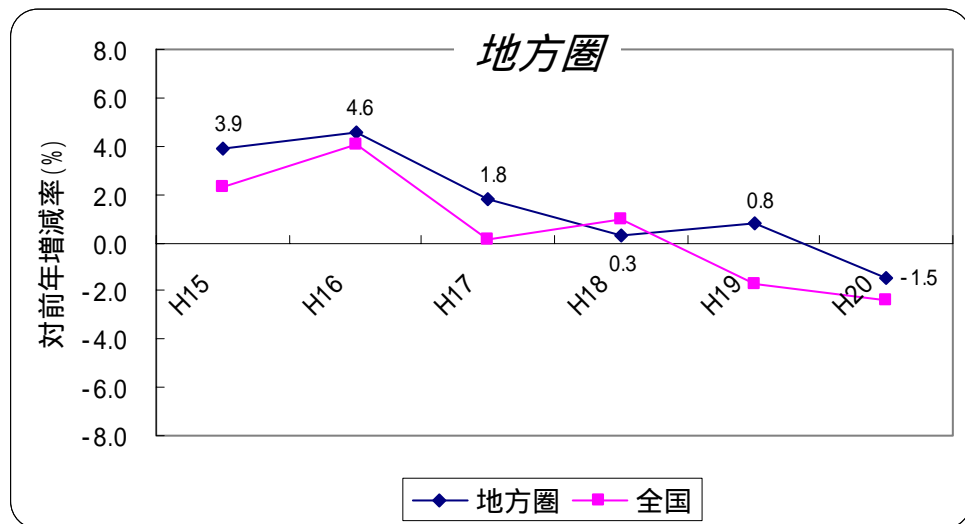
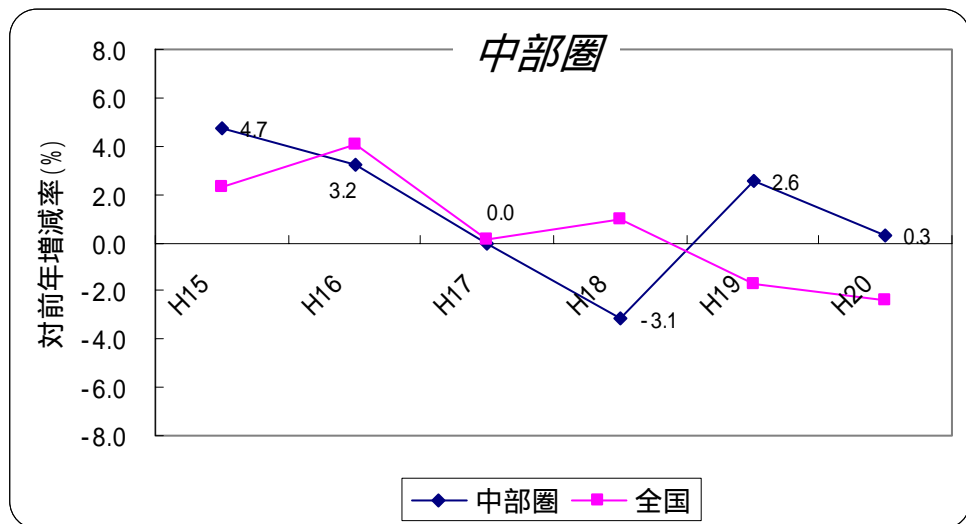
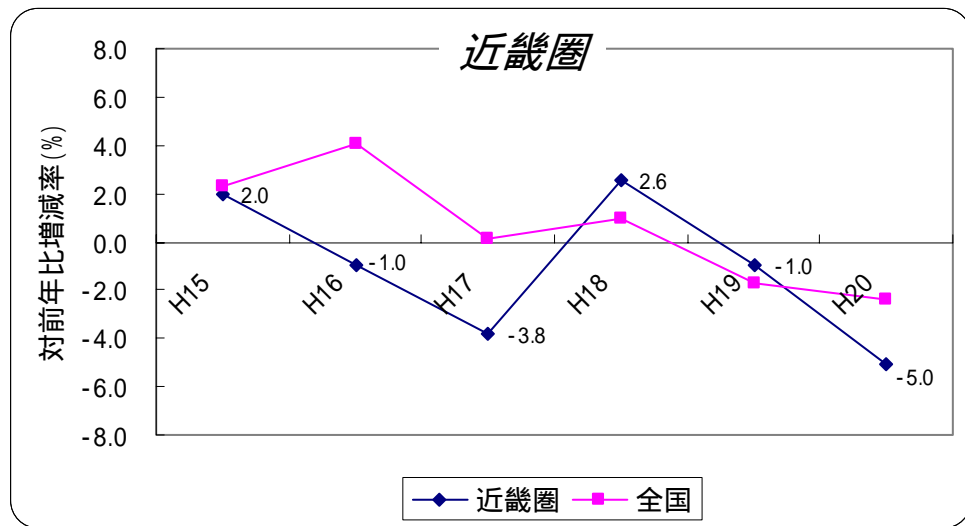
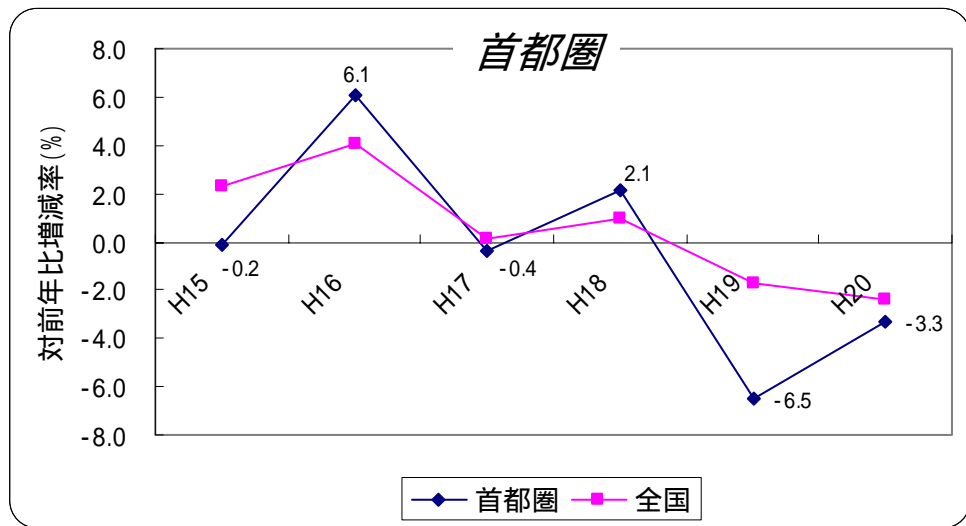
地方圏においては、三大都市圏と比較して減少率が小さい傾向にある。



注: 首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
 出典: 建設市場整備課資料

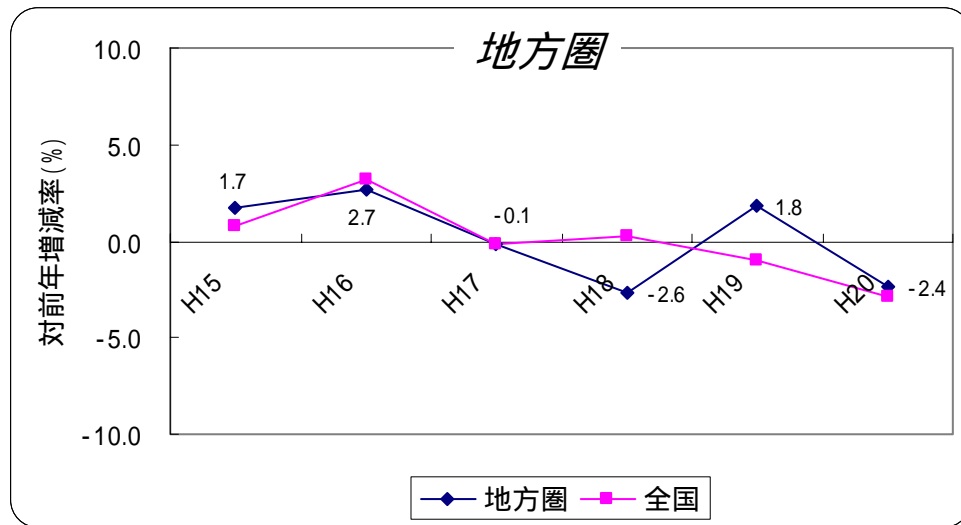
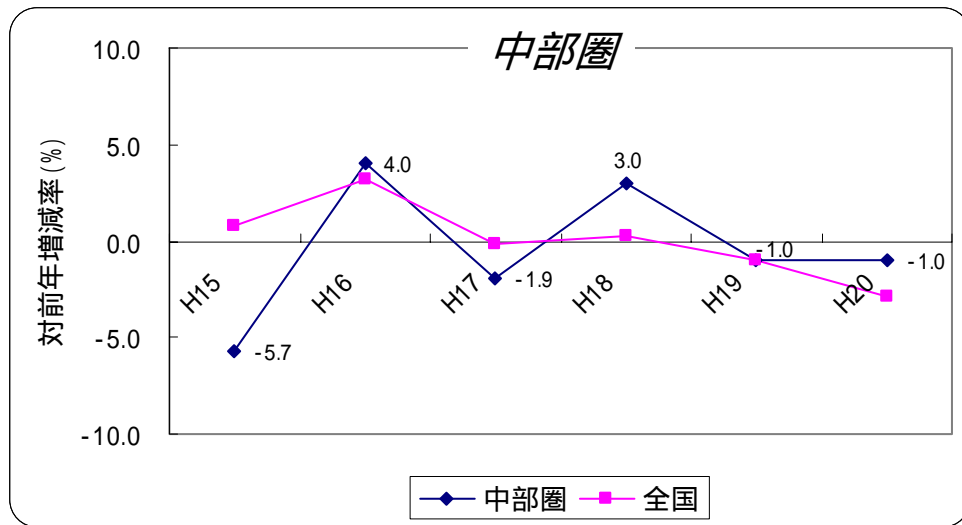
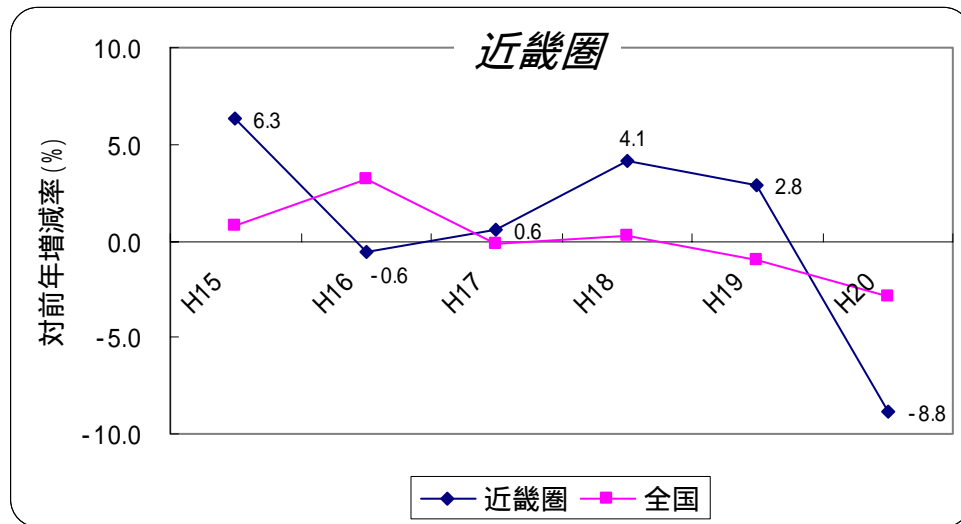
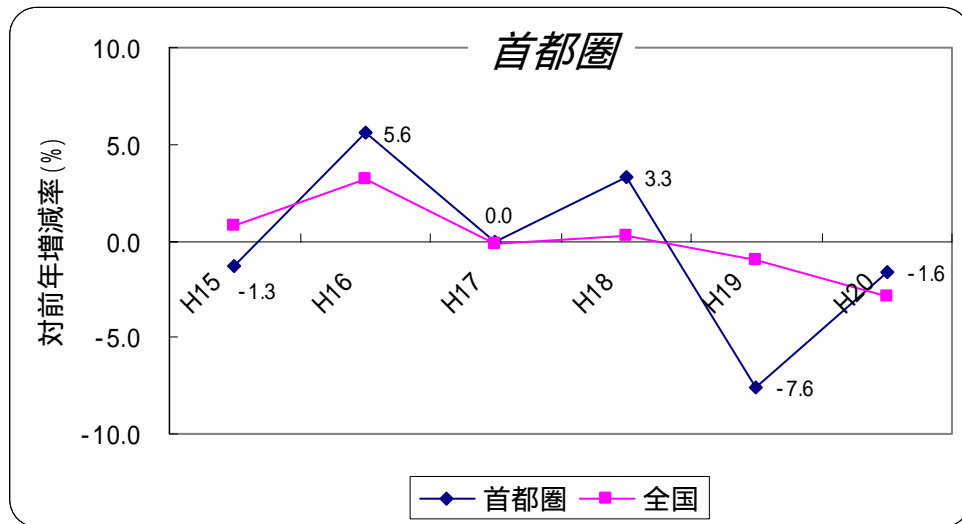
# 5. 建設コンサルタント対前年増減率(圏域別)

地方圏においては、全国平均と比較して増加率が高い(減少率が小さい)傾向にある。



注: 首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
 出典: 建設市場整備課資料

地方圏においては、対前年増減率が小さい(絶対値)傾向にある。

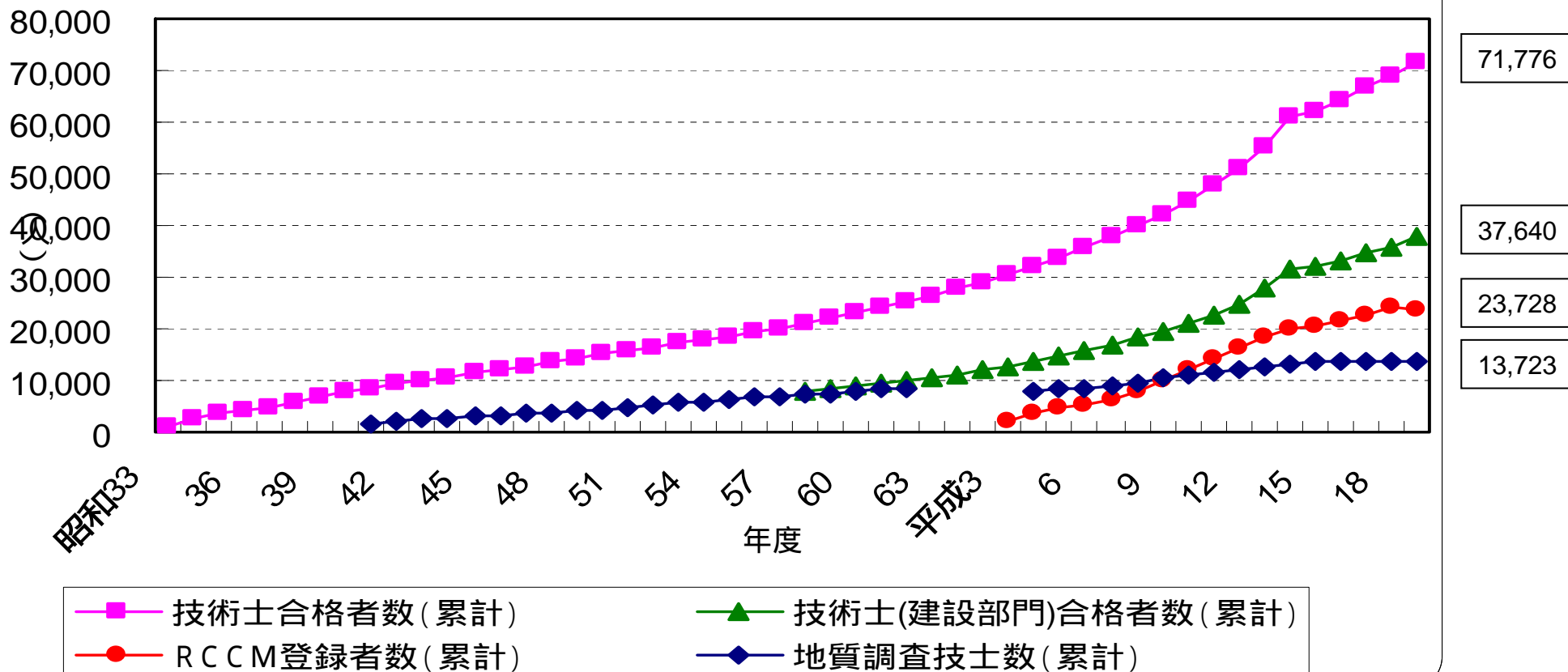


注: 首都圏(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中部圏(岐阜、静岡、愛知、三重)、地方圏(その他の29道県)  
 出典: 建設市場整備課資料



技術士合格者の約半数が、建設部門の合格者である。  
RCCM登録者数は技術士(建設部門)合格者の約6割、地質調査技士は約4割の水準まで達している。

図. 技術士合格者数、RCCM登録者数及び地質調査技士登録者数の累計



注1: 技術士合格者数(累計)は、総合技術監理部門の数を除いたものである。

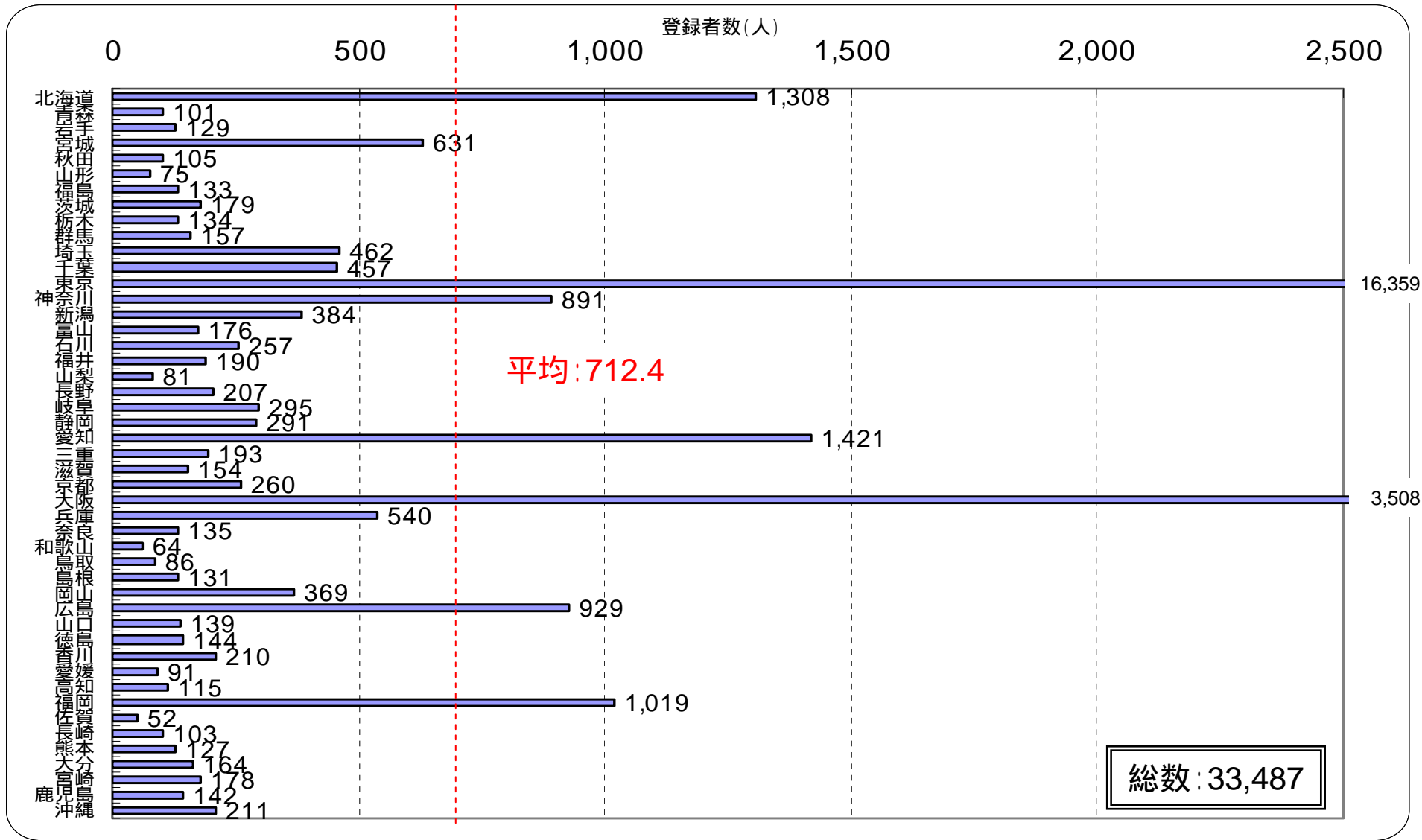
注2: 昭和57年度以前の技術士(建設部門)合格者数(累計)は、不明である。

注3: 昭和63年～平成3年の地質調査技士数は、登録更新制度開始に伴う資格登録者の整備期間のため、登録者数は不明である。

出典: (社)日本技術士会資料、(社)建設コンサルタンツ協会RCCM事務局資料及び(社)全国地質調査業協会連合会資料をもとに、建設市場整備課作成

# 8. 技術士(建設部門)登録者数(都道府県別)

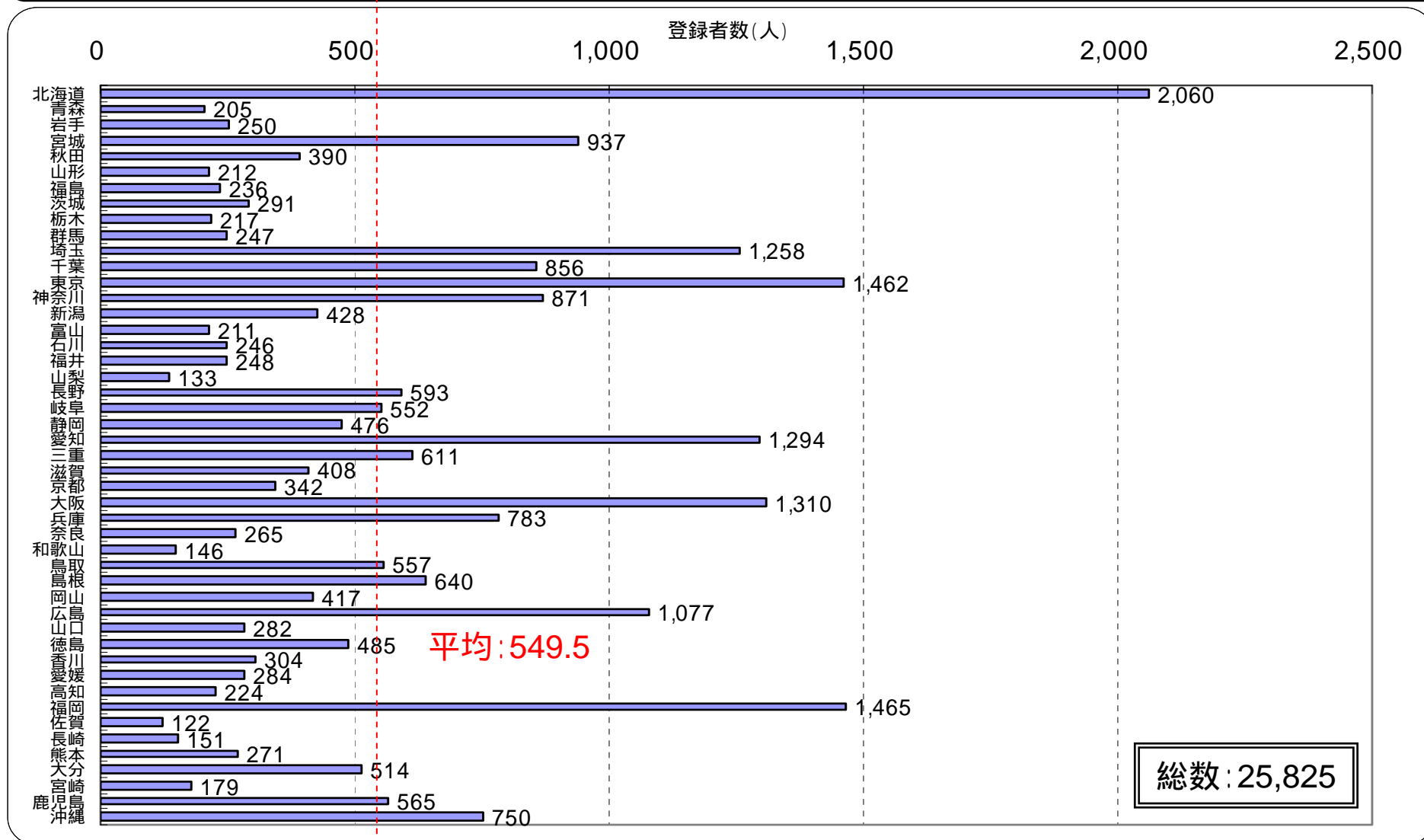
東京都が突出しており、全国平均を上回る都道府県は7都道府県しかない。



注:平成20年3月末現在の登録者数

出典:(社)日本技術士会資料

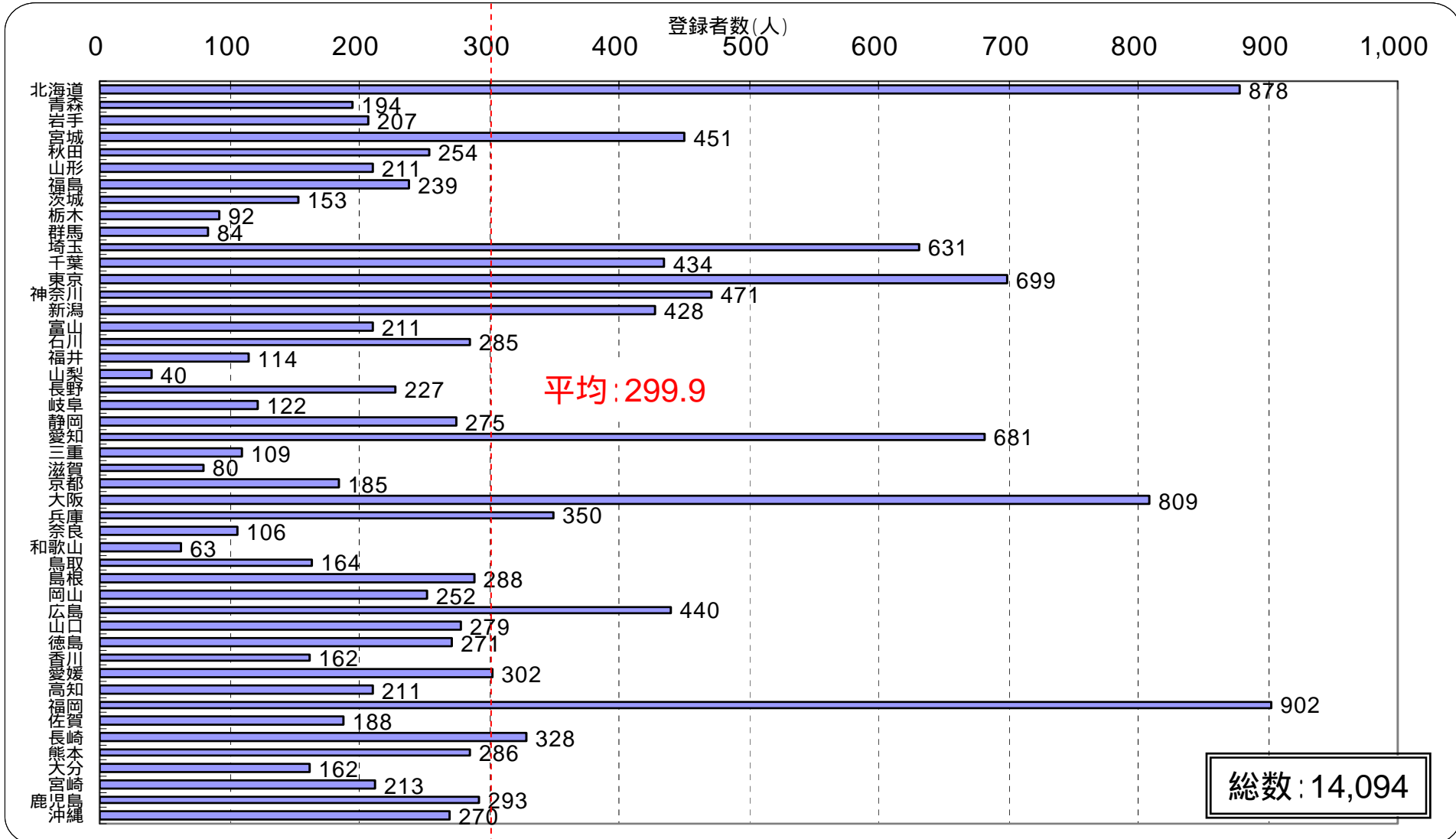
東京都、神奈川県、石川県、愛知県及び大阪府の5都府県を除き、技術士(建設部門)登録者数よりもRCCM登録者数の方が多い。



注:平成20年12月4日現在の登録者数

出典:(社)建設コンサルタント協会RCCM事務局資料

地質調査技士登録者数は、首都圏において多い。



注:平成20年10月末現在の登録者数  
 出典:(社)全国地質調査業協会連合会資料

## 3 . 大手・中堅等企業と中小企業

---

中小企業基本法に規定されている中小企業(サービス業)の規定の一部を準用し、**資本金額が5,000万円以下の会社を中小企業**と分類する。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)(抄)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

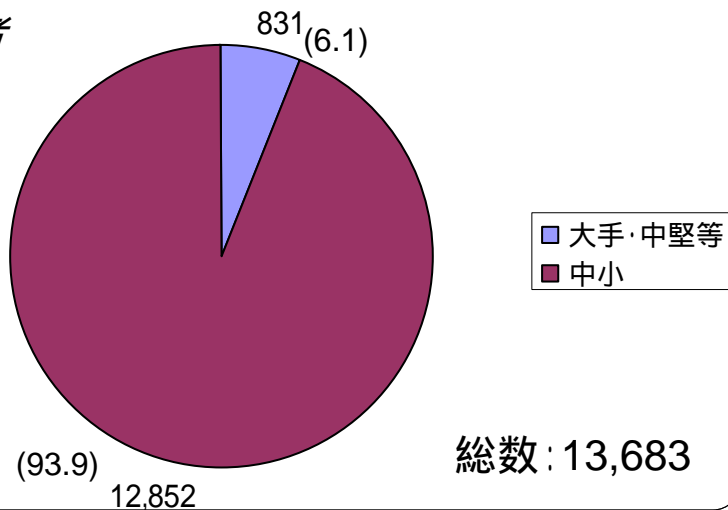
(略)

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

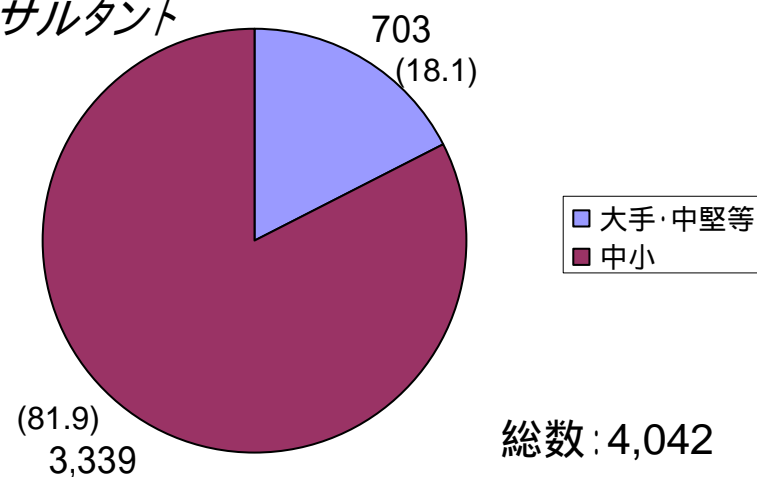
「中小企業」以外の会社、社団法人、財団法人及び共同組合等については、「大手・中堅等企業」と分類する。

測量業者は、他の二業種と比較して中小企業の割合が高い。

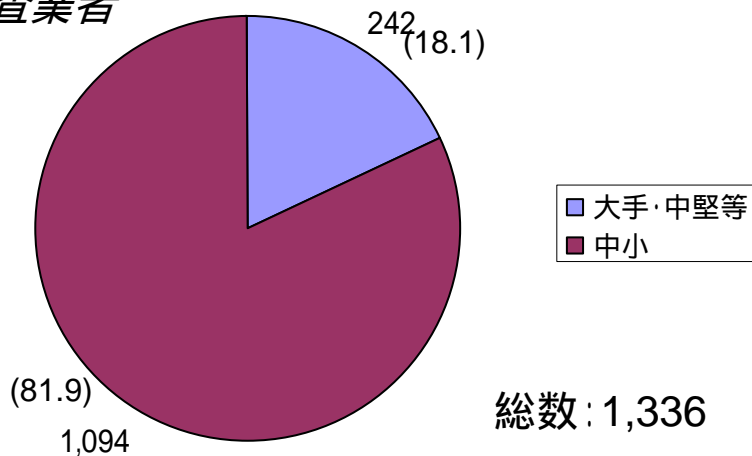
### 測量業者



### 建設コンサルタント

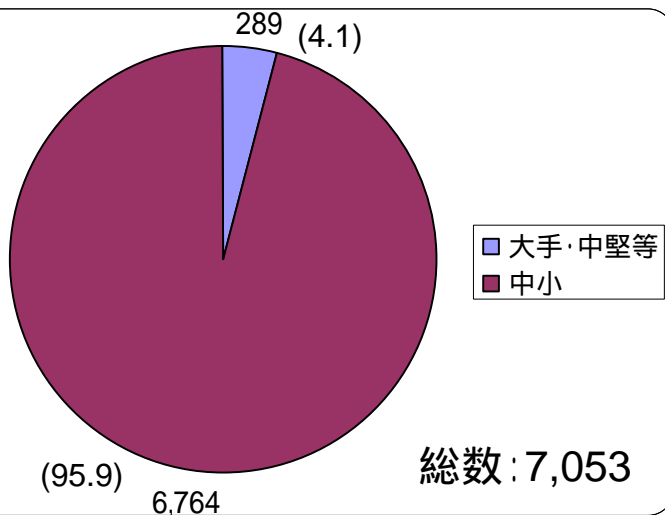


### 地質調査業者

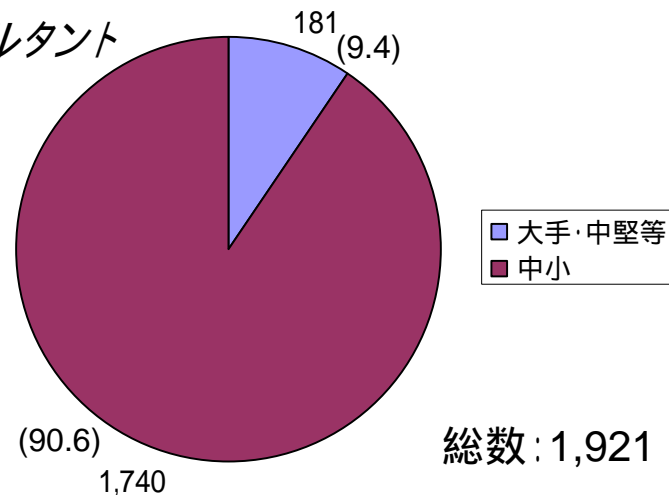


測量業者は、他の二業種に比べて中小の割合が高い。

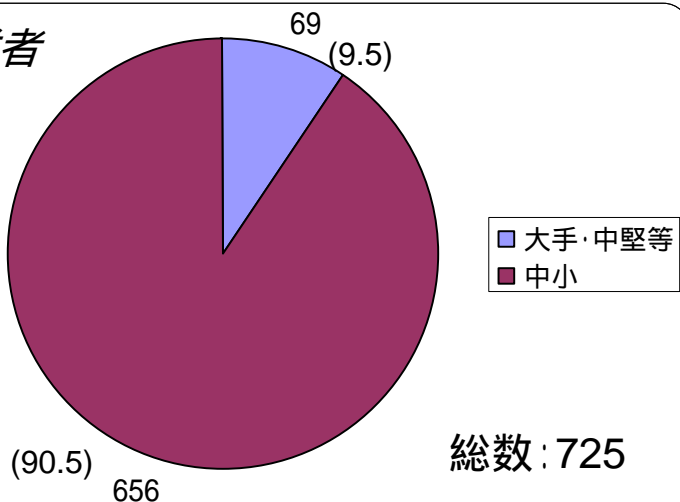
測量業者



建設コンサルタント



地質調査業者

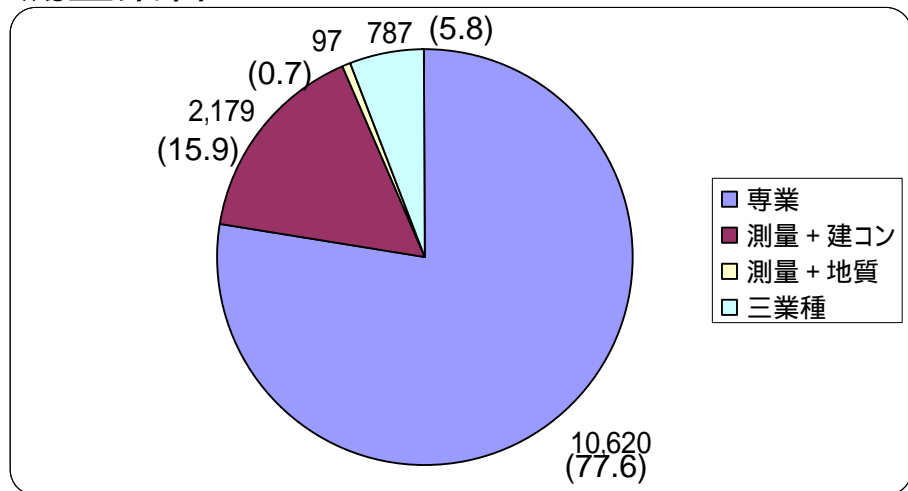


注1: 平成20年3月末の登録業者数  
 注2: 地方圏: 首都圏、近畿圏及び中部圏を除く。  
 出典: 建設市場整備課資料

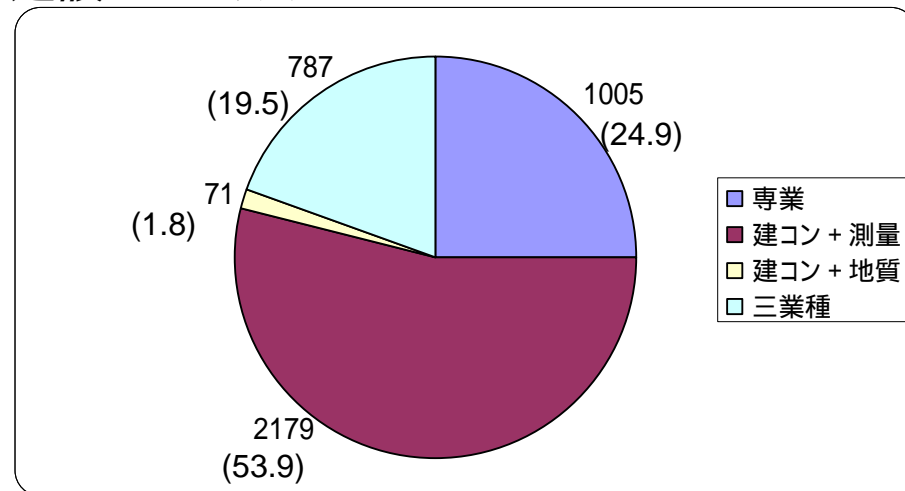


測量業者は専業業者が大半を占める一方、建設コンサルタント及び地質調査業者は兼業業者が大半を占めている。

## 測量業者



## 建設コンサルタント



## 地質調査業者

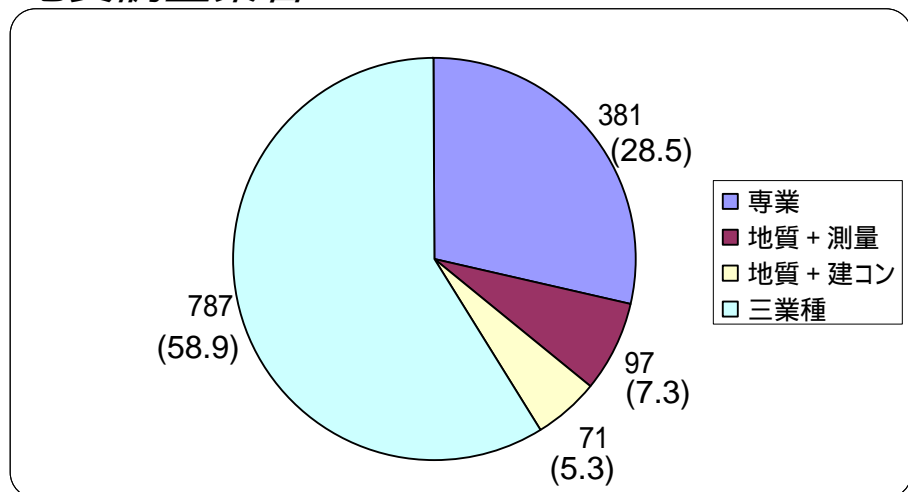
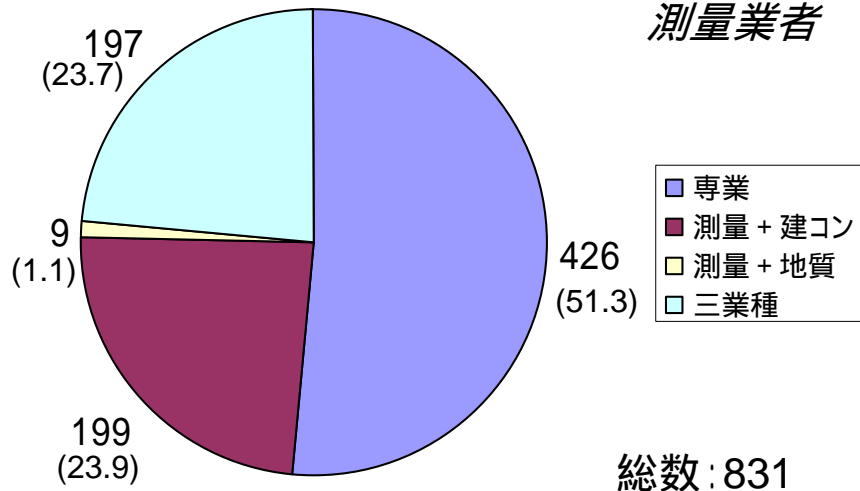


表. 建設関連業における兼業状況

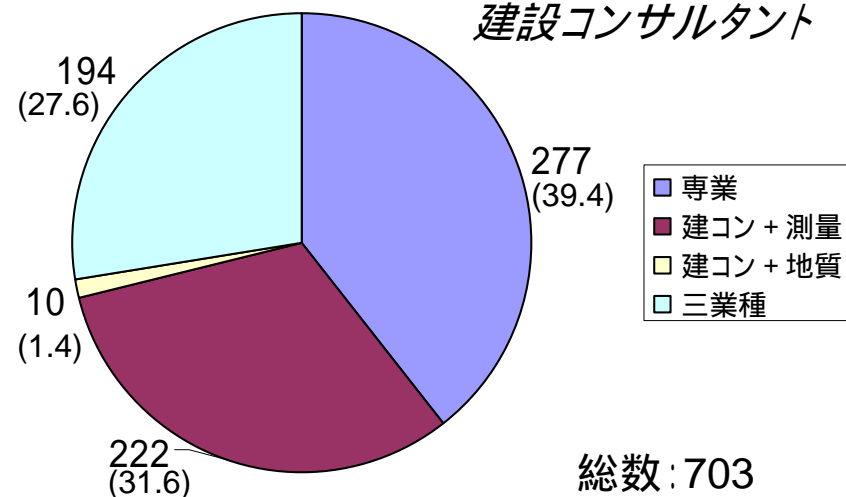
	測量業者	建設コンサルタント	地質調査業者
専業	10,620 (77.6)	1,005 (24.9)	381 (28.5)
2業種を兼業	2,276 (16.6)	2,250 (55.7)	168 (12.6)
(測量業)	-	2,179 (53.9)	97 (7.3)
(建設コンサルタント)	2,179 (15.9)	-	71 (5.3)
(地質調査業)	97 (0.7)	71 (1.8)	-
三業種	787 (5.8)	787 (19.5)	787 (58.9)
合計	13,683(100.0)	4,042 (100.0)	1,336 (100.0)

地質調査業者において、三業種兼業の割合が高い。

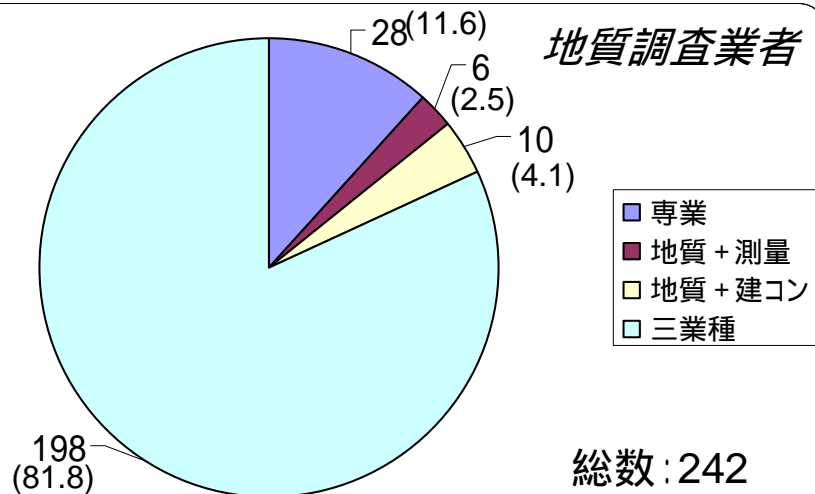
### 測量業者



### 建設コンサルタント

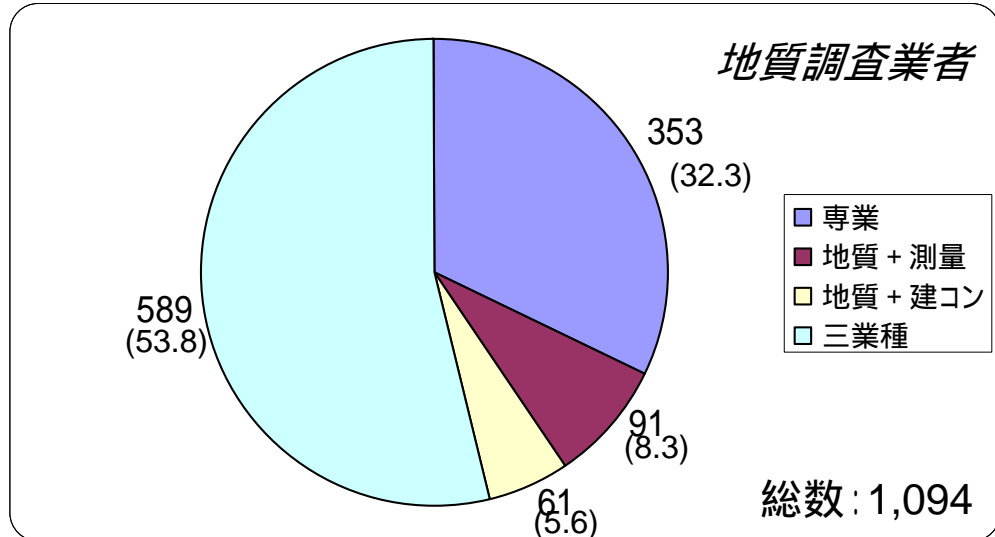
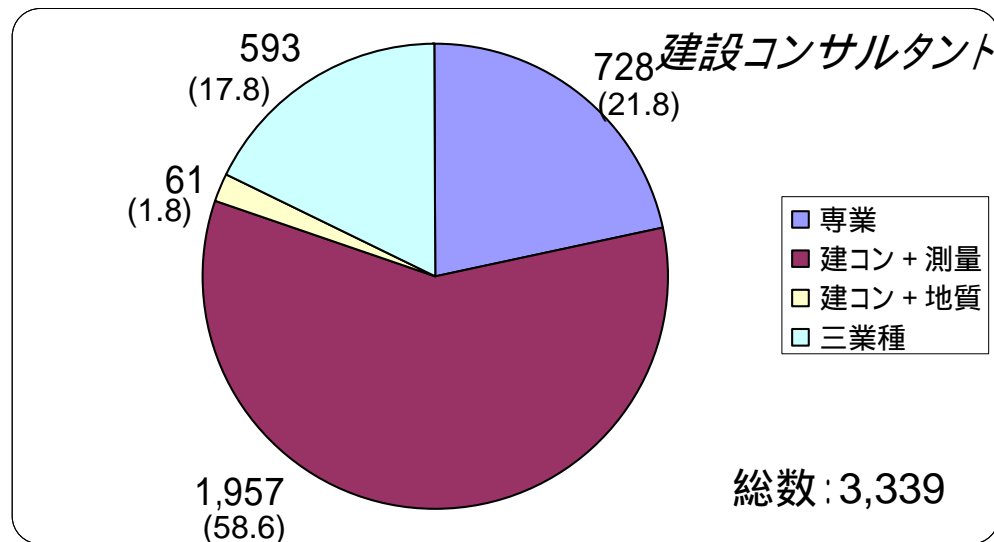
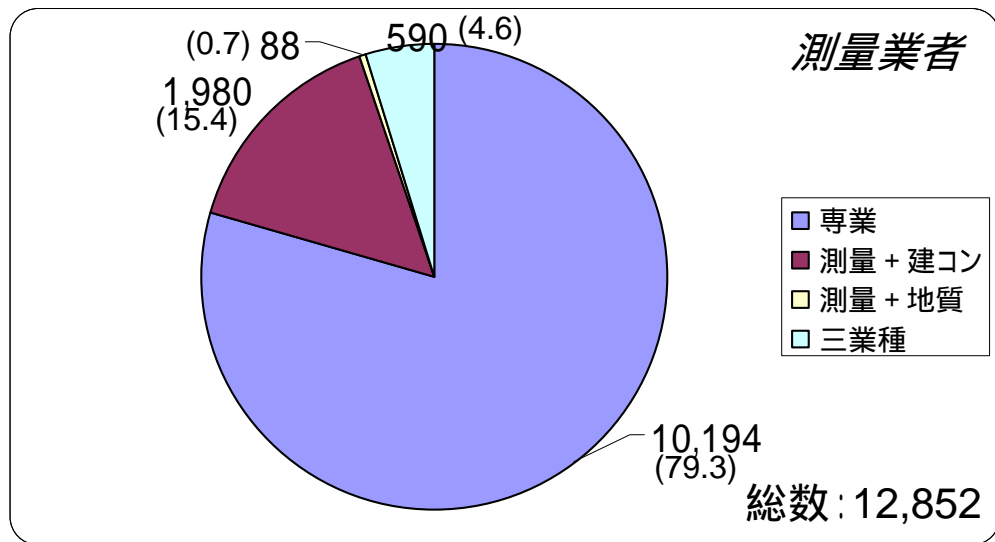


### 地質調査業者



注:平成20年3月末の登録業者数  
出典:建設市場整備課資料

測量業者の専業割合が極めて高い。



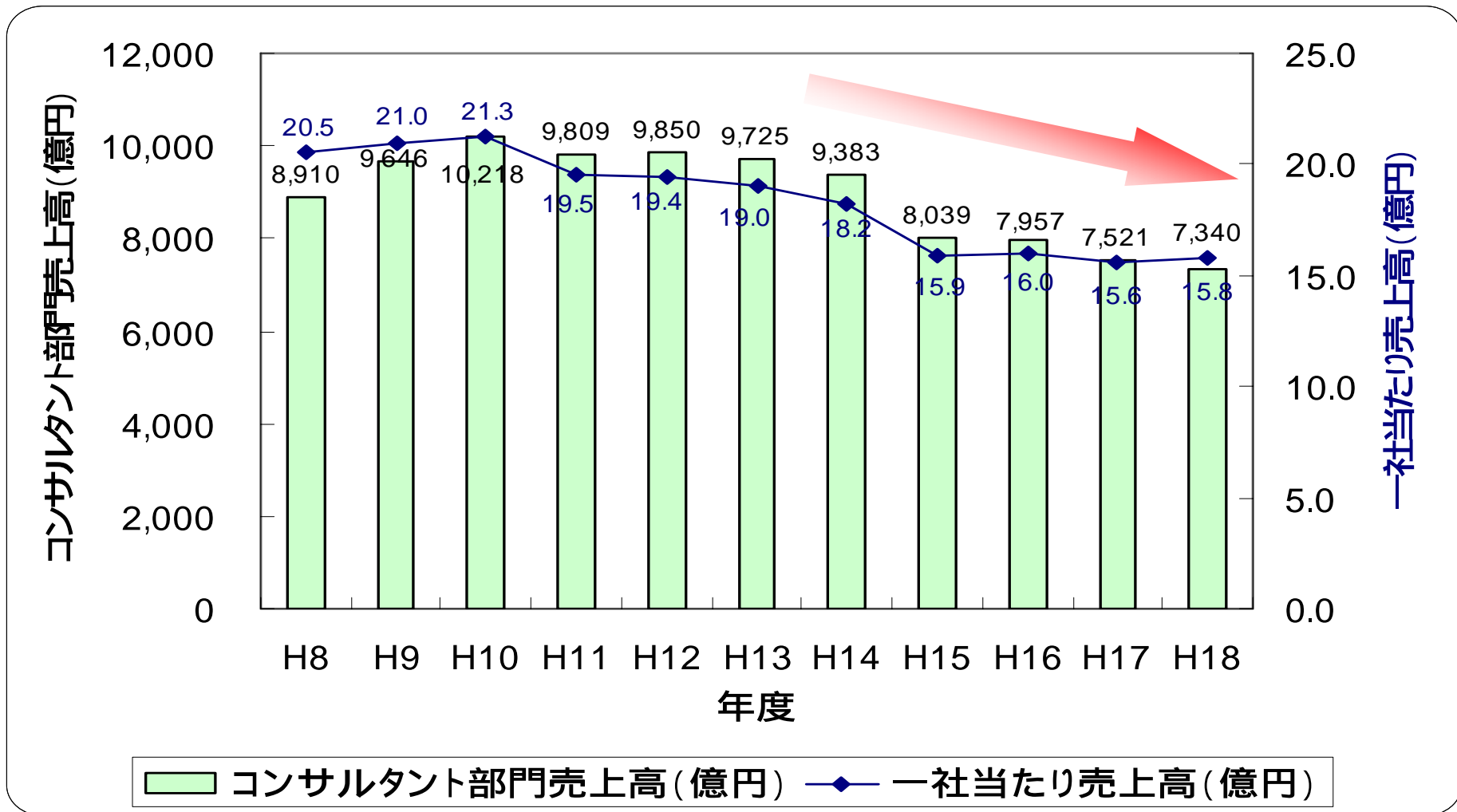
注:平成20年3月末の登録業者数  
出典:建設市場整備課資料

## 4 . 建設コンサルタントの経営実態

---

近年、コンサルタント部門の売上高は下落傾向にある。

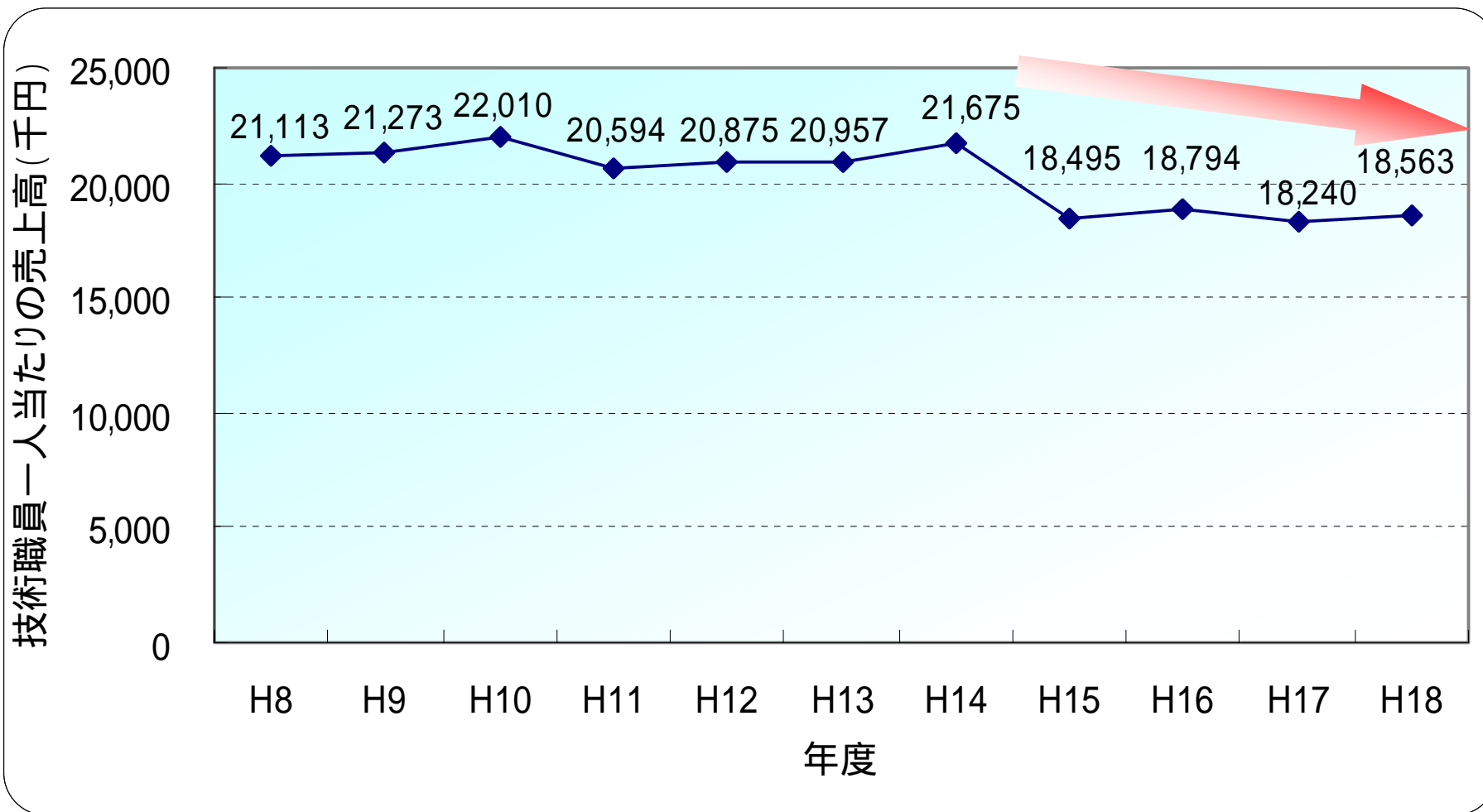
図. 建設コンサルタント会社の一社当たりの売上高(コンサルタント部門)



注：対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業  
 出典：平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)

近年、技術職員一人当たりの売上高は下落傾向にある。

図. 建設コンサルタント会社の技術職員(コンサルタント部門)一人当たりの売上高



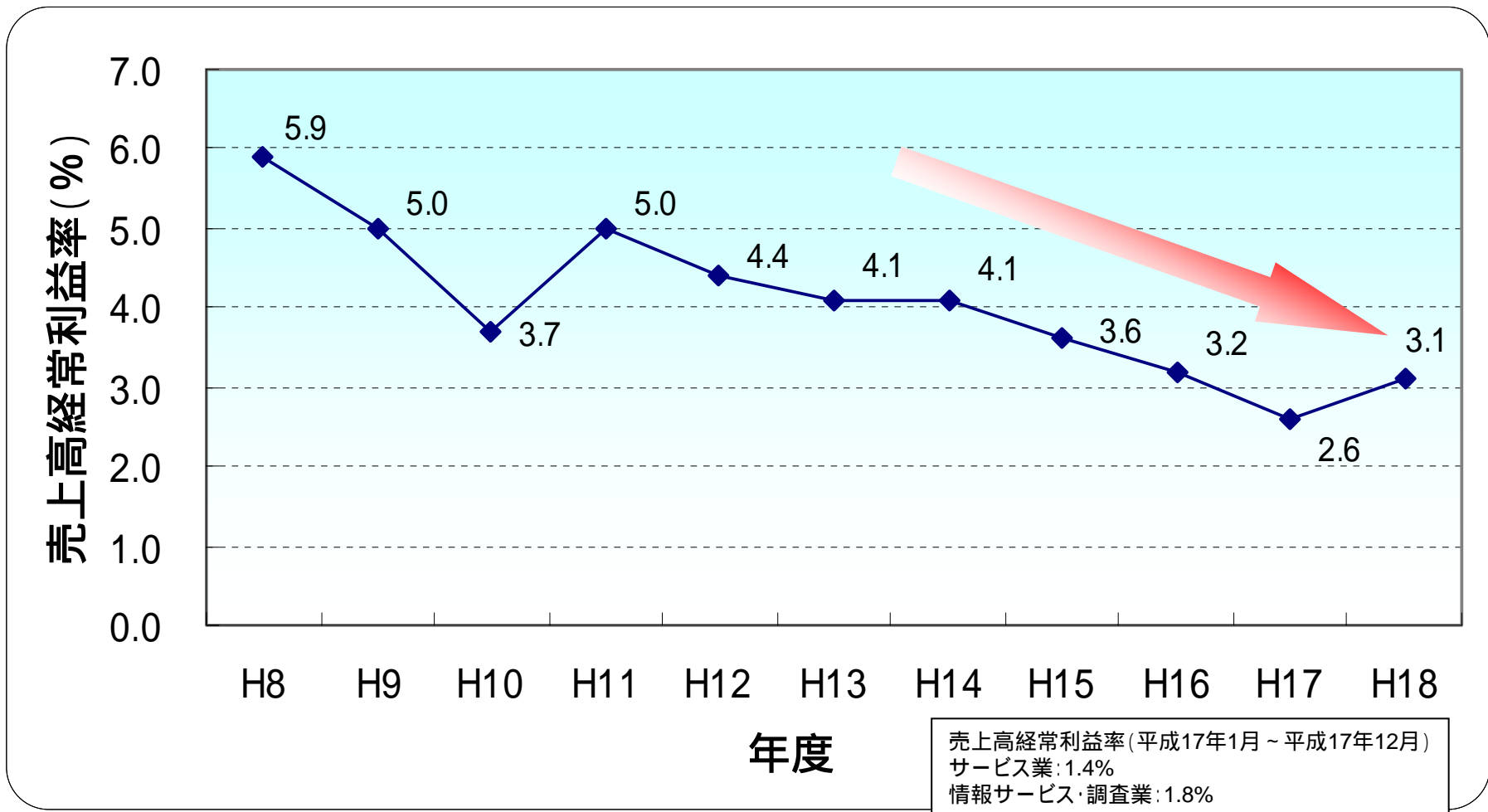
注1: 対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業

注2: サンプル数は年度により異なる(152社~200社)

出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)

近年、売上高経常利益率は下落傾向にある。

図. 建設コンサルタント会社の売上高経常利益率

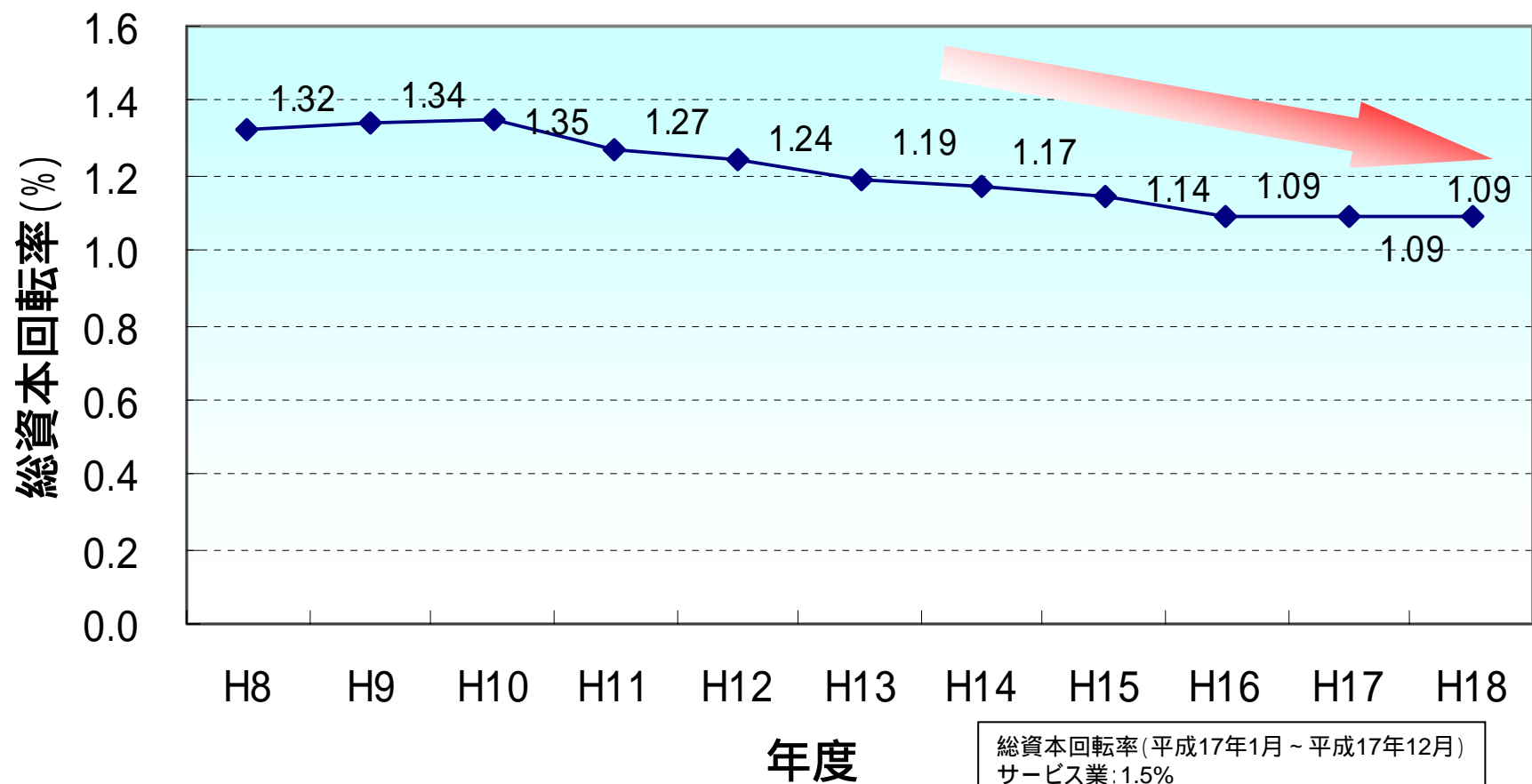


注1: 対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業  
 注2: サンプル数は年度により異なる(152社～200社)  
 出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)、  
 中小企業の財務指標(中小企業庁)

売上高経常利益率 = 経常利益 / 総売上高 × 100  
 (企業の営業活動と財務活動を併せた全体の収益力を示す指標)

近年、総資本回転率は下落傾向にある。

図. 建設コンサルタント会社の総資本回転率



総資本回転率(平成17年1月～平成17年12月)  
 サービス業: 1.5%  
 情報サービス・調査業: 1.6%

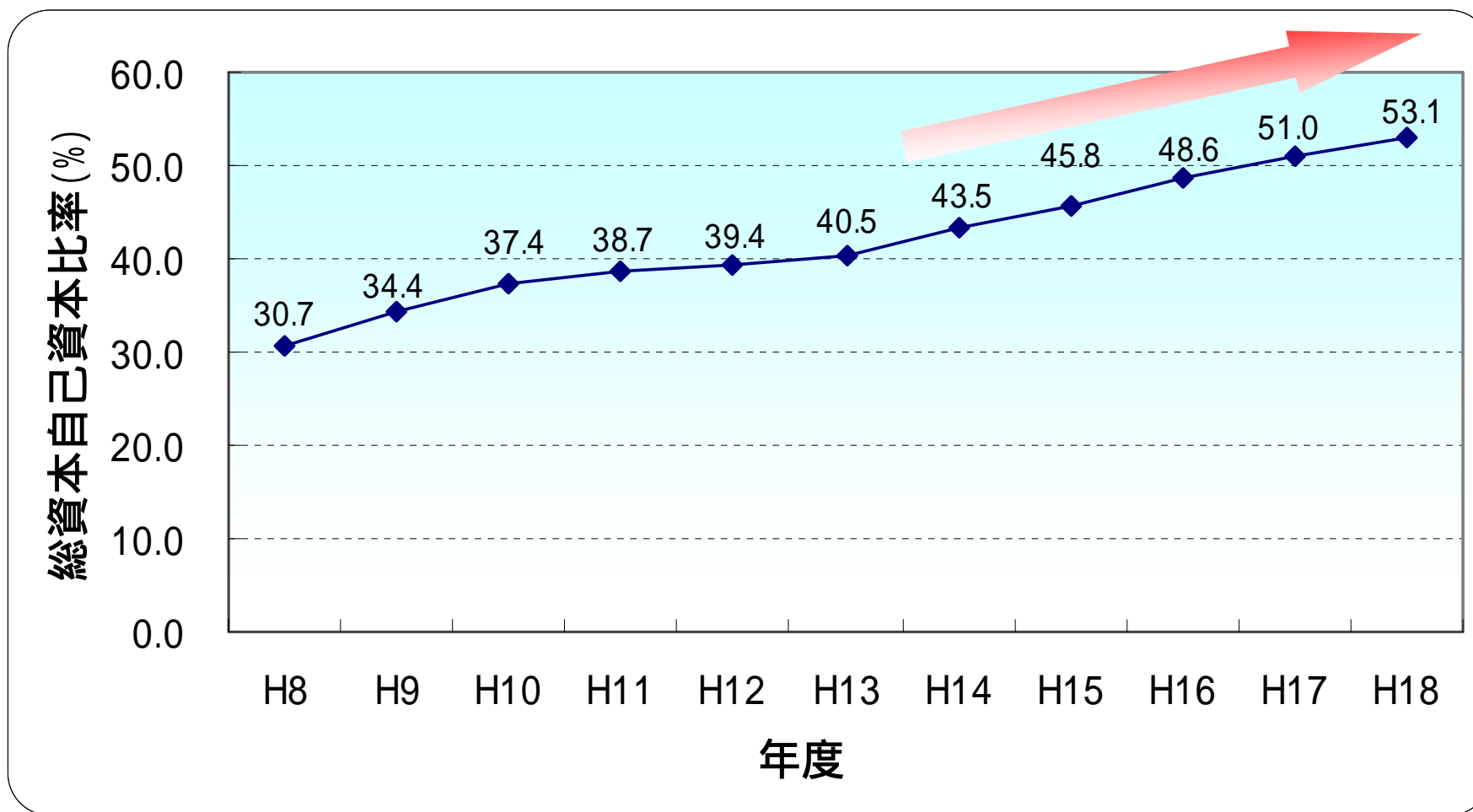
注1: 対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業  
 注2: サンプル数は年度により異なる(152社～200社)  
 出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)、  
 中小企業の財務指標(中小企業庁)

総資本回転率 = 総売上高 / 総資本 × 100  
 (資産額の何倍の売上高があるのかを示す指標)



近年、総資本自己資本比率は上昇傾向にある。

図. 建設コンサルタント会社の総資本自己資本比率

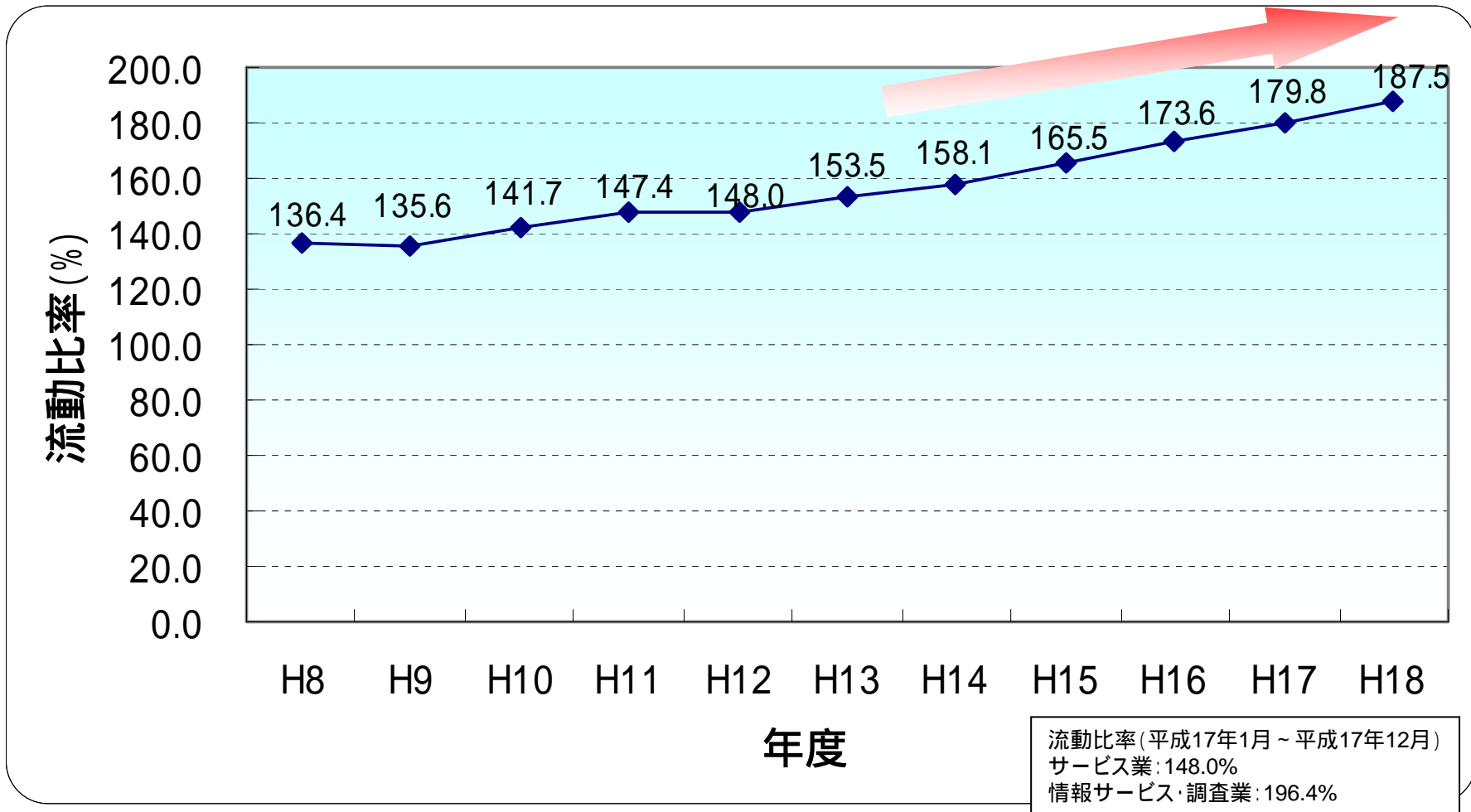


注1: 対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業  
注2: サンプル数は年度により異なる(152社~200社)  
出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)

総資本自己資本比率 = 自己資本 / 総資本 × 100  
(企業の返済の必要のない資本を表す指標)

近年、**流動比率は上昇傾向**にある。

図. 建設コンサルタント会社の流動比率

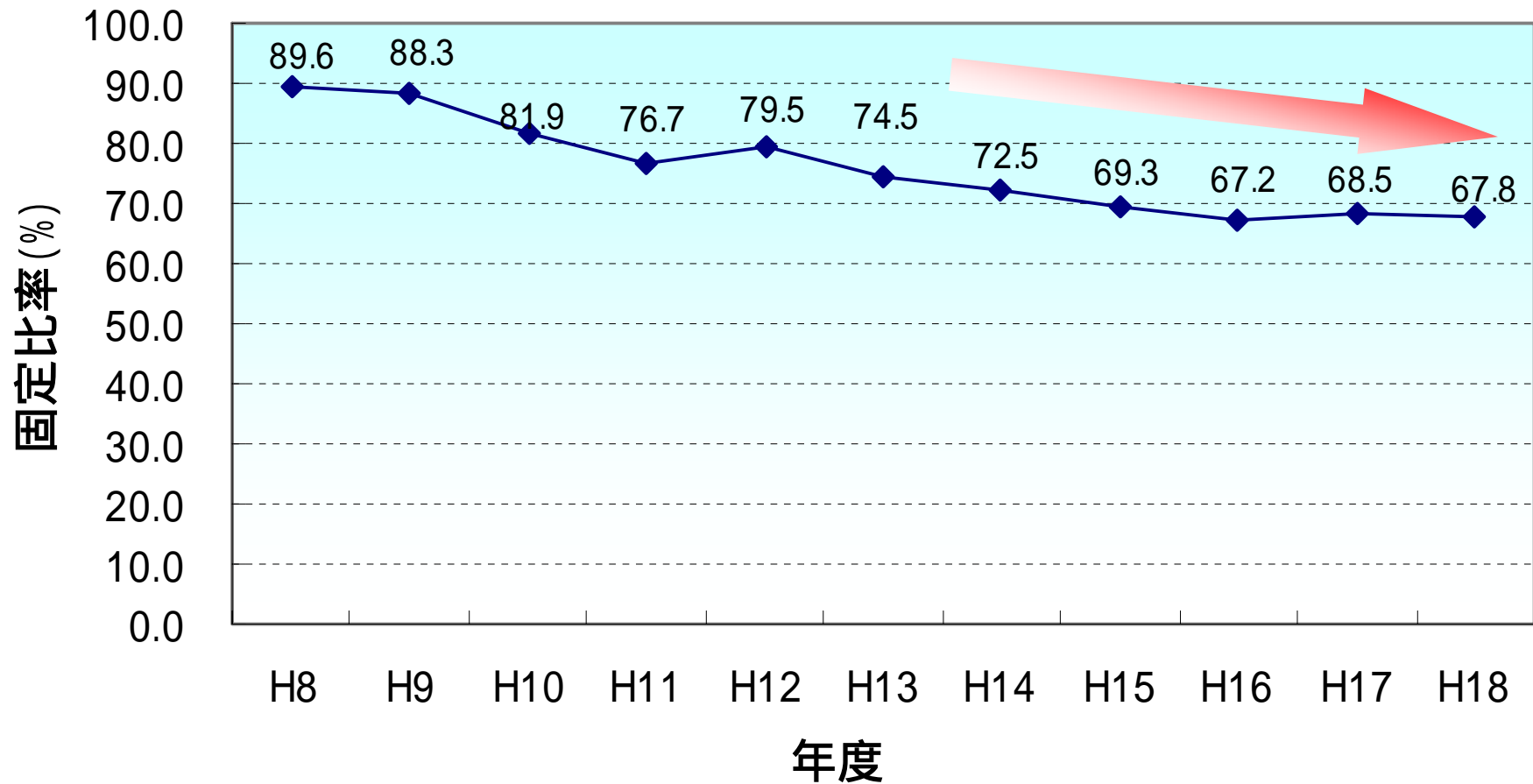


注1:対象は、建設コンサルタンツ協会会員で專業率80%以上の企業  
注2:サンプル数は年度により異なる(152社～200社)  
出典:平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)、  
中小企業の財務指標(中小企業庁)

流動比率 = 流動資産 / 流動負債 × 100  
(会社の短期的な支払能力を示す指標)

近年、**固定比率は下落傾向**である。

図. 建設コンサルタント会社の固定比率

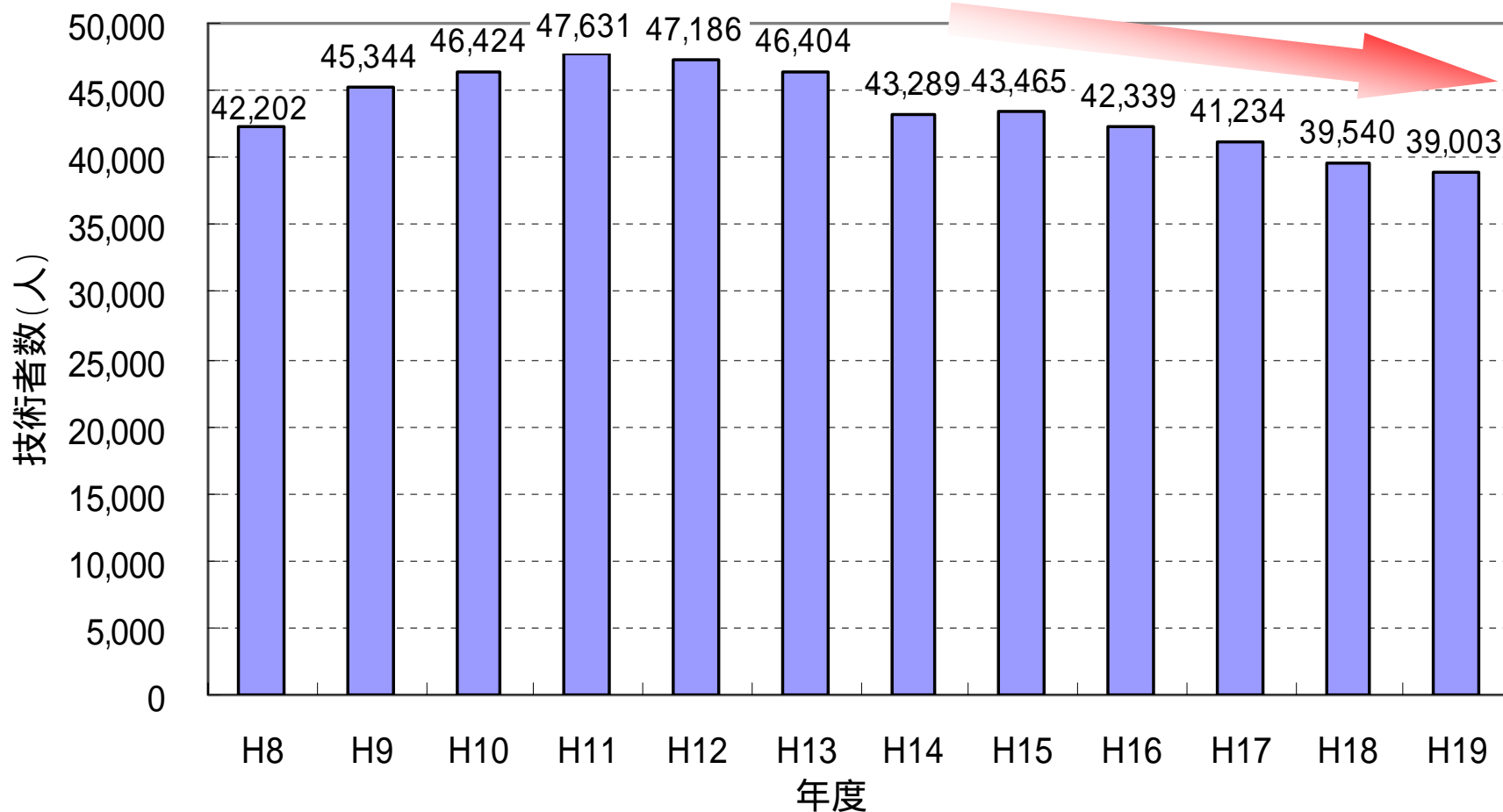


注1: 対象は、建設コンサルタンツ協会会員で専業率80%以上の企業  
 注2: サンプル数は年度により異なる(152社~200社)  
 出典: 平成20年度 建設コンサルタント白書((社)建設コンサルタンツ協会)

固定比率= 固定資産 / 自己資産 × 100  
 (固定資産に対する資金調達、どの程度自己資本  
 によって賄われているかを示す指標)

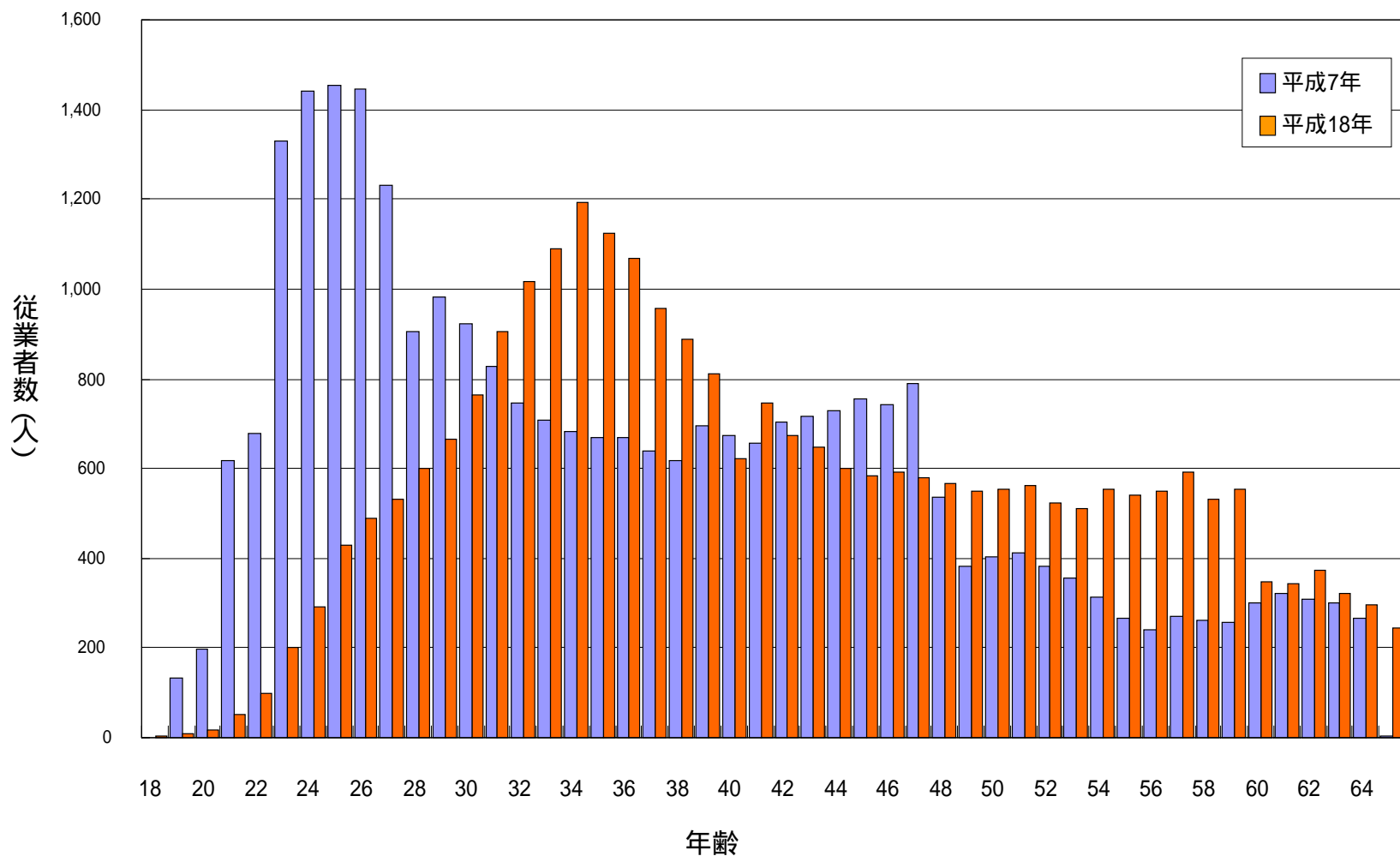
建設コンサルタンツ協会会員企業の技術職員数(コンサルタント部門)は、減少傾向にある。

図. 建設コンサルタンツ協会会員企業の技術職員数(コンサルタント部門)



10年前と比較して、**従業員の高齢化が進んでいる。**

図. 建設コンサルタント技術者の年齢別構成



出典: 建設コンサルタンツ厚生年金基金資料

## 5 . 建設関連業をめぐる最近の動き

---

勤務実態の無い技術士の名義を借りて、建設コンサルタント登録をしていた事件が発覚(平成19年2月)

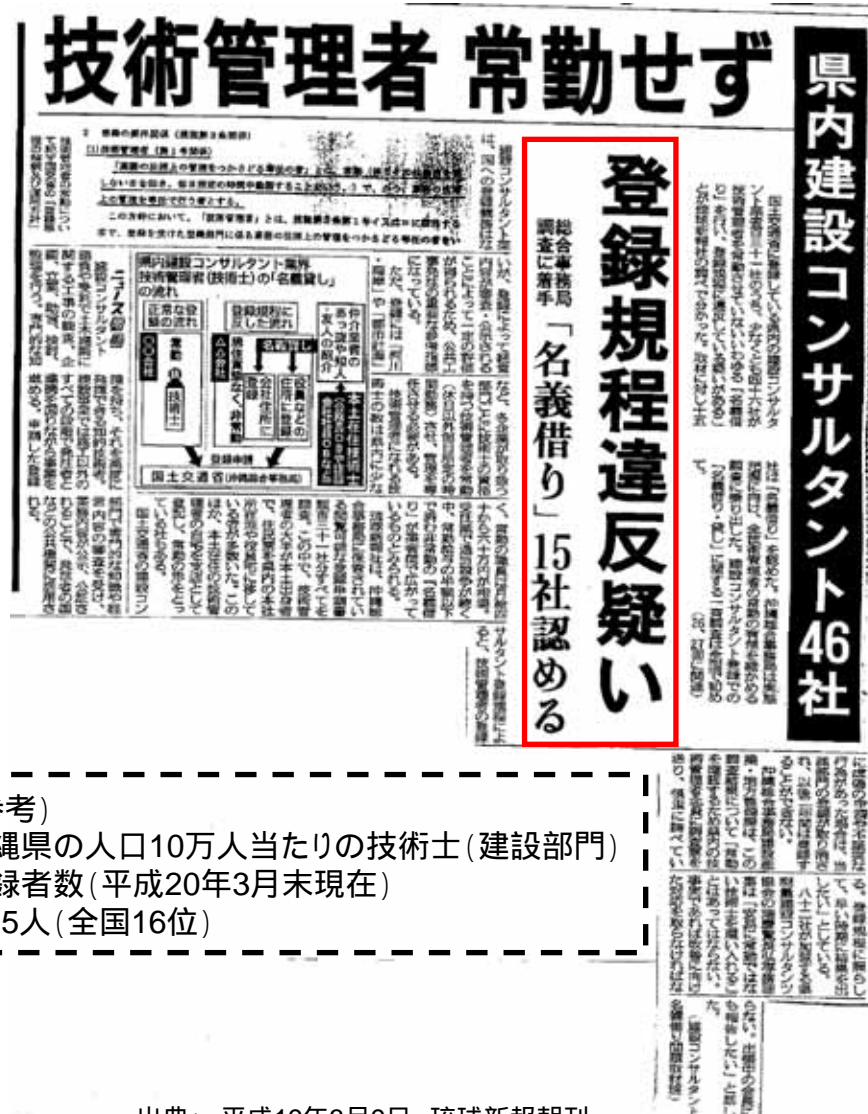
## 事件概要

- 平成19年2月に沖縄総合事務局に対し、外部より建設コンサルタントの登録要件となっている技術管理者の常勤に疑義があるとの情報が寄せられた。
- 同事務局で管内の全登録業者について調査を行い、技術管理者の常勤が認められなかった建設コンサルタント45部門(40社)について、同年6月に登録の消除を行った。
- 建設コンサルタント登録規程の違反を行った業者が会員として多数所属している(社)沖縄県測量建設コンサルタント協会に対し、再発防止策の徹底と改善策の報告を求めた。

## 考えられる事件発生の要因(注)

- 沖縄県発注の建設コンサルタント業務のうち、指名競争入札によるものは、建設コンサルタント登録がなければ指名されない。
- 技術管理者(技術士)の常勤・専任要件が、(業務実態と比較して)厳格すぎる。  
( (社)沖縄県測量建設コンサルタント協会へのヒアリング)

注:『平成19年度 建設コンサルタント実態調査検討業務』(建設市場整備課実施)による。



(参考)  
沖縄県の人口10万人当たりの技術士(建設部門)登録者数(平成20年3月末現在)  
15.5人(全国16位)

出典: 平成19年3月9日 琉球新報朝刊

建設関連業者による調査・設計業務をめぐる談合事件が発生

# 発注側の理事聴取

緑資源機構 林道談合の疑い

公取委 A19

農林水産省所管の独立行政法人「緑資源機構」（川崎市、前田直登理事長）が発注した林道整備などの調査業務の入札をめぐる談合疑惑で、公正取引委員会が同機構の担当理事らの事情聴取を始めたことがわかった。この理事らが受注調整に関

与した「官製談合」の疑いがあり、公取委は慎重に調べを進める。関係者によると、問題となっている地質調査などの業務の発注の多くは全国の地方建設部で行われる。林道整備を所管する機構本部の森林業務部の担当理事や同部

の幹部らは年度当初に、地方建設部から発注計画や指名予定業者などの報告を受けていたという。担当理事らはこうした報告をもとに、受注予定業者を決定し、業者や地方建設部に連絡していたとみられる。こうした業

務は、担当理事らの間で代々引き継がれた可能性があるという。発注は林野庁OBが所属する農水省所管の公益法人などに集中していたとみられ、公取委は受注業者の詳しい決定方法などについて調べる。また、公取委は1日、新たに民間コンサルタント会社の興林（東京）など十数社に対し、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で立ち入り検査に入った。

## 農水省所管法人 林道整備めぐり

# 官製談合の疑い

S29

公取委 30カ所、一斉立ち入り

全国の林道整備事業をめぐり、農水省所管の独立行政法人「緑資源機構」（川崎市、理事長・前田直登前林野庁長官）が発注するコンサルタン業務の入札で談合が繰り返されてきた疑いが強まり、公正取引委員会は31日、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで機構本部や受注各社など約30カ所を一斉に立ち入り検査した。

関係者によると、機構の森林業務担当理事ら複数の幹部が受注調整に深く関与していたとされ、公取委の調査を見越して、関係書類の破棄を指すなど証拠隠滅を図っていた疑いも浮上して

いる。受注側には、林野庁や機構のOBが天下った公益法人が多数含まれている。公取委は組織的な官製談合の疑いが強いとみて、官製談合防止法の適用を視野に、機構本部のほか、北海道、盛岡、福島、岐阜、松江、広島、高知、宮崎の計8地方建設部にも立ち入った。

受注側で立ち入りを受けたのは、森公私済会、林野私済会（いずれも東京）など林野庁所管の公益法人と、フォレストック（東京都三鷹市）、ウエスコ（岡山市）など民間コンサルタント会社の計十数社。受注各社は、林道整備に、パソコン内のデータ



# 3. 建設関連業者に対する監督処分

## 1. A社…測量法に基づく処分(平成20年9月)

奈良県東部農林振興事務所が発注する一般農道整備事業大野向湊地区測量業務委託の指名競争入札に際して、他の入札指名業者と共謀の上、特定の業者に同業務委託を落札させる旨を協定・談合した。そのため、談合罪により罰金30万円の略式命令を受け、確定した。

このことが、測量法第57条第2項第7号に該当すると認められたことから、平成20年9月18日～平成20年12月16日までの90日間の営業停止命令(全国)を行った。

## 2. B社…建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程に基づく処分(平成20年5月)

独立行政法人緑資源機構(当時)発注の特定林道調査測量設計業務について、同機構職員から落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して競争を実質的に制限していた。

当該行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する行為を行っていたとして、平成19年12月25日、公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その後、同命令が確定した。また、平成19年11月1日に東京地方裁判所から罰金刑を受け、同判決が確定した。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第1項第8号及び地質調査業者登録規程第10条第1項第8号に該当すると認められたことから、建設コンサルタントにおいては関係する部門(土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門及びトンネル部門の3部門)の消除、地質調査業においては、業者の消除を行った。

(参考)

測量法(抄)

(登録の取消し又は営業の停止)

第57条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者に対し、六月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

七 その他業務に関して著しく不当な行為をしたとき。

建設コンサルタント登録規程(抄)

(登録の消除)

第十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

八 登録を受けた者(法人である場合においては当該法人若しくはその役員、個人である場合においては当該個人若しくはその支配人)がその業務に関し不誠実な行為をしたとき。

地質調査業者登録規程(抄)

(登録の消除)

第十条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

八 登録を受けた者(法人である場合においては当該法人若しくはその役員、個人である場合においては当該個人若しくはその支配人)がその業務に関し不誠実な行為をしたとき。

建設関連業に係る各種資格制度について、見直し又は見直しの検討がなされているところである。

### 1 技術士

- ・ 第一次試験を原則必須とし、資格取得後の継続教育を責務と位置付け
- ・ 国際的同等性確保に向けた制度改善
- ・ APECエンジニアの創設

### 2 測量士

- ・ 測量士の資格要件(実務経験及び測量士試験の受験必須化)について検討中。  
(測量行政懇談会測量資格制度部会(国土地理院))

### 3 RCCM

- ・ RCCMの個人資格化
- ・ 「建設情報部門」の新設
- ・ 受験資格要件の緩和
- ・ 技術士との相対関係の排除等について検討中。

## 団塊橋梁エンジニア受入事業(青森県)

県内コンサルタント技術者が県外大手コンサルタントに所属する団塊橋梁エンジニアの指導をうけながら橋梁補修設計を実施することを通じて、技術力の向上を図るための事業

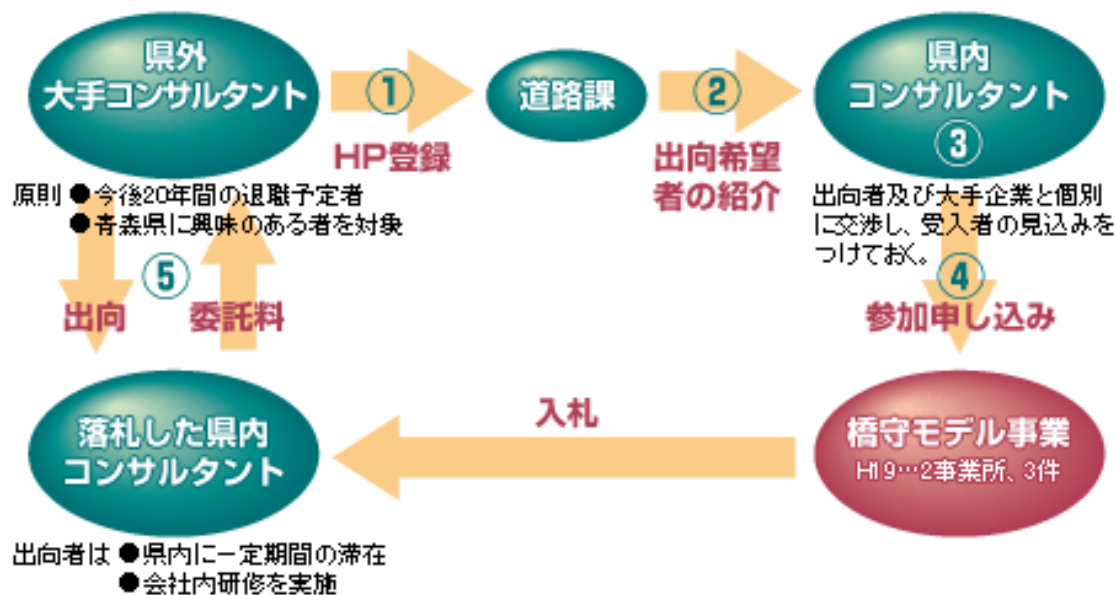


図. 事業スキーム

表. 事業実績

年度	実績
平成19年度	5事業
平成20年度	10事業

青森県内企業にアドバイザーとして橋梁補修設計に従事したい希望者は、データベースへ登録

県内コンサルタントは道路課HPを經由し、県外アドバイザー情報を入力

事業への参加を希望する県内企業は、アドバイザー契約する予定のエンジニアを確保

アドバイザーを確保した県内企業は、県で指定したモデル事業の入札へ参加可能

モデル事業を落札した県内企業は、アドバイザーの所属する大手企業とアドバイザー契約締結

アドバイザーは青森県に一定期間滞在(3日以上)することが条件

アドバイザー契約をした県内建設コンサルタント企業に対し、研修会を開催

地質に関する高度な専門知識や情報を用いて、人間が自然との関わりを理解するための学際的な「場と情報」を提供するための市民公園(ジオパーク)の設立を目指した活動がなされている。

### (1) 概要

地域固有の地質、地理、生態系、歴史・文化等の地域資源を素材として整備する「地球と人間の関わり」をモチーフとした市民公園ヨーロッパや中国などを中心に、ユネスコに支援された世界ジオパークネットワーク(Global Geoparks Network)が認証する世界ジオパーク(Global Geoparks)が既に17カ国の53地域に設置

### (2) ジオパーク設立を目指した活動地域

白滝黒曜石遺跡、アポイ岳、洞爺湖有珠山、五浦海岸、秩父、小田原箱根、南アルプス、糸魚川、山陰海岸、石見銀山、四国、雲仙、天草御所浦、霧島等の10数地域

### (3) 活動内容

- ・ジオパーク事業化モデル研究
- ・PR・啓発活動 等

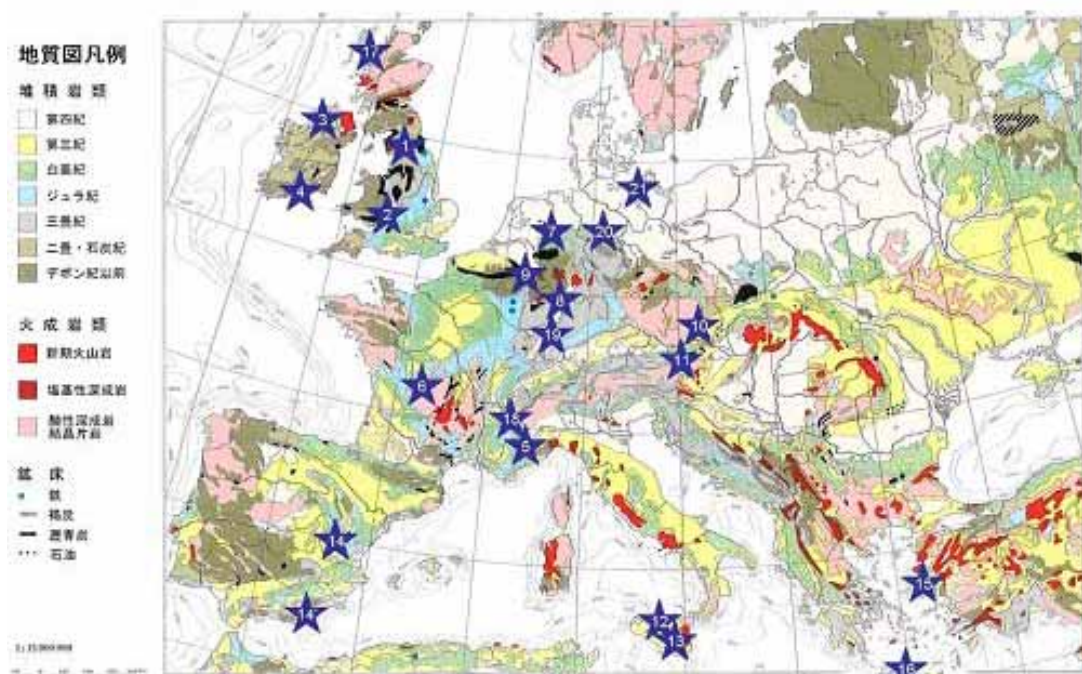


図. ヨーロッパの地質とジオパーク

地域の建設コンサルタントが、災害発生時の水の確保を目的に井戸を掘り、県に寄贈

## 1 会社概要

- ・会社名 : 株式会社 相愛
- ・本社所在地 : 高知県高知市
- ・設立年 : 昭和31年12月
- ・資本金 : 2,100万円
- ・登録業種 : 測量業、建設コンサルタント、地質調査業
- ・有資格者 : 測量士(10名)、技術士(4名)、RCCM(9名)、地質調査技士(37名)



図1. 井戸の写真

## 2 活動概要

地質調査、ボーリング調査、地下水調査の経験・知識・技術を活かして、**災害時の避難場所に手押しポンプ付きの井戸を50周年にちなんで50本掘り、地域に無償で提供。**対象場所としては、津波災害の予測される沿岸市町村で、津波による浸水区域外の避難場所



図2. 手押しポンプ設置場所(全50箇所)

建設コンサルタント業界において、海外の教育機関と連携した新たな事業展開の動きが見られる。

田畑倉(左)と余剛精華大教授



田畑倉(左)と余剛精華大教授  
増化レフェニル)など汚染性

## いであ 環境分析で中国に合併 精華大とも協力締結

いであは、中国の特(北京)環境発展有限公司(計画棟董事長)と合併で、タイオキシンの環境分析を主掛ける中特依迪亜(北京)環境研究所有限公司を、12月中旬に設立する。分析設備の一部は、精華大学(北京)の設備を使用するため、いであと同大は今年8日に協力協議書を締結した。

合併会社は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)など汚染性有機汚染物質や環境ホルモンの調査、測定分析、受託研究開発を実施する。設備の整備、技術者の採用・研修はほぼ終了、2009年から営業を始める。

資本金は300万円(約4500万円)で、出資比率は50%ずつとなる。役員は、いであが田畑日出男会長と松村徹執行役員(2人)、中国側も2人の計4人で、董事長は許氏、副董事長は松村氏が就く。職員は、いであが常駐者1人を派遣して分析技術の移注と品質管理を担当。この体制のもとに現地スタッフ6人で運営する。

精華大には、国際的にトップレベルの品質管理や技術力のある実験室を設置、学内外のタイオキシソ類と関連物質の調査、分析、研究を行う。実験室は合併会社が管理運営、中国内で必要な国家計量認証と実験室認証を取得する。

いであは、タイオキシソ分析の需要が中国でこれから本格化すると予測、施設の処理能力は年間約600検体で、初年度は200-300検体の受注を見込んでいる。1検体当たりの分析単価は現在、日本の5万-8万円に対し、中国は8000-1万円(約12万-15万円)となっている。